昭27.4.8.

官報

東京日報
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

主要目次

告示
○しき無線局の主たる停泊港変更　一三七頁
○にいづき無線局の呼出名称変更　一三八
○燕丸無線局の免許人等変更　一三八
○第六明神丸無線局の通信の相手方変更　一三八
○日本国籍離脱者　一四〇
○同右　一四〇
○肥後銀行第十四回振興定期預金の細目等　一四〇
○千葉興業銀行第一回興運定期預金の細目等　一四〇
○酒類販売業者指定の告示の一部改正　一四一
○保定林解除（宮城県）　一四一
○航海ノ制限ニ関スル件第三條の規定による日本船舶の旗の掲揚に関する告示　一四二
○無効となつた船舶検査証書　一四二
○海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する件の一部改正　一四二
○金沢野町郵便局予備隊内分室設置　一四二
○小型記念通信日附印使用　一四二
○第十三千代田丸託送発受所等設置　一四三
○伊豆長岡都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定　一四三
公共企業体事項
○身体障害者旅客運賃割引規程　一四六
○函館本線峰延・美唄間に停車場設置　一四八
大蔵省公告
○税理士名簿登録者氏名公告　一五二

告示

◉電波監理委員会告示第千四百三十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第九一二五号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項　1.公衆通信　2.船舶の航行に関する事項　3.電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　新潟市河渡新田九一九番地　東経一三九度〇七分　北緯三七度五六分
受信所　新潟県西蒲原郡内野町大字五十嵐
通信所　新潟市東堀通七番町
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JKP　A一　一三五kc　一四三kc　水晶発振　A二　終段抑制格子変調　A一　五〇〇W　A二　二五〇W　四六二kc　五〇〇kc
十　空中線の型式及び構成　T型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千四百三十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三二三〇号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項　1.公衆通信　2.船舶の航行に関する事項　3.電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　綾部市大字上杉字下雉路　東経一三五度一九分　北緯三五度二一分
通信所　舞鶴市安岡
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JMA　A一　一三八kc　一四三kc　第一、第二、第三、第四装置　水晶発振　A二　四〇八kc　五〇〇kc　第二、第四装置　終段抑制格子変調　A一　一WKW　A二　五〇〇W
十　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、籠型（傾斜）、ダブレット
十一　運用許容時間　常時

昭27.4.8. 第7574号

◎電波監理委員会告示第千四百四十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第二二七五号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　銚子市小畑新町七七五六番地　東経一四〇度四五分　北緯三五度四五分
通信所　千葉県海上郡椎柴村一三六四番地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JCS	A一	一三二	
JCS	A二	一四三	
JCS—2	A二	四一八	
JCS—3	A二	五〇〇	
JCS—4	A二	四二〇	
JCS—5	A二	八二〇	
JCS—6	A二	八四五	
JCS—7	A二	一一三	
JCS—8	A二	一三〇	
JCS—9	A二	一五〇	
JCS—20	A二	一六〇	
JCS—21	A二	一七〇	
JCS—（注）	A二	一八〇	
JCS—（注）	A二	二〇〇	
JCS—（注）	A二	二二〇	
JCS—（注）	A二	二五〇	

第一、第二、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十装置　A二　終段抑制格子変調　A一　但し、一四三kc、一三二kc、一二一kc、一〇四kc、一〇〇kc、九七kc、八二kc は二KW　A二　五〇〇W　但し、八二八kc は二KW

第三装置　水晶発振
自励発振

十　空中線の型式及び構成　逆L型、T型、傾斜型、ビーム、ダブレット
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注）の周波数の使用は、南氷洋における捕鯨期間中に限る。

◎電波監理委員会告示第千四百四十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三二三一号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　和歌山県西牟婁郡湯崎村字上野　東経一三五度四六分　北緯三三度二六分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JSM	A一	一二九	
JSM	A二	四六〇	
JSM	A二	五〇〇	

第一、第二、第四装置　A二　低電力変調　A一　一WKW　A二　但し、五〇〇W、四六〇kc は二五〇W
第三装置　水晶発振　A二　終段抑制格子変調

十　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千四百四十三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四二二一号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　山口県豊浦郡角島村字見付浦六三七の一二　東経一三〇度五一分　北緯三四度二一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNS	A一	一三一	
JNS	A二	三九四	
JNS	A二	五〇〇	

自励発振　A二　リップル変調　五〇〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　川棚送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◎電波監理委員会告示第千四百四十四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四二二二号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　山口県豊浦郡川棚村字下村二の浜　東経一三〇度五五分　北緯三四度〇九分
通信所　山口県豊浦郡角島村字見付浦六三七の一二

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNS	A一	一三一	
JNS	A二	三九四	
JNS	A二	五〇〇	

第一、第二装置　A二　終段抑制格子変調　五〇〇W
第三装置　自励発振

十　空中線の型式及び構成　T型、ダブレット
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千四百四十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六二七八号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　大分県大分郡鶴崎町字千歳一七七〇番地　東経一三一度四〇分　北緯三三度一四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JIT	A一	一三五	
JIT	A二	四〇八	
JIT	A二	五〇〇	

第一、第二装置　A二　終段抑制格子変調　A一　一KW　A二　五〇〇W
水晶発振

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千四百四十六号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六二七九号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　長崎県南高来郡愛野村乙二二九〇番地　東経一三〇度〇九分　北緯三二度四八分
通信所　諫早市金谷町二二九三番地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JOS	A一	一三九	
JOS	A二	四三八	
JOS—2	A二	五七〇	
JOS—3	A二	五八〇	
JOS—4	A二	八二〇	
JOS—5	A二	八四五	
JOS—6	A二	一一三	
JOS—7	A二	一三一	
JOS—8	A二	一六〇	
JOS—9	A二	一八〇	
JOS—20	A二	二〇〇	
JOS—21	A二	二二〇	
JOS—（注）	A二	二五〇	

第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七装置　A二　終段抑制格子変調　A一　但し、一四三kc、一〇四kc、一〇〇kc、九七kc、八二kc は二KW　A二　五〇〇W
水晶発振　A二　終段遮蔽格子変調

十　空中線の型式及び構成　T型、ダブレット、ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注）の周波数の使用は、南氷洋における捕鯨期間中に限る。

◎電波監理委員会告示第千四百四十七号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第八二〇二号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局、一般海岸局
六　通信事項
1. 公衆通信
2. 船舶の航行に関する事項
3. 電気通信事業に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　北海道札幌郡札幌村烈々布　東経一四一度二二分　北緯四三度〇七分
通信所　小樽市高島町二二〇番地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JJT	A一	一三三	
JJT	A二	三九四	
JJT	A二	五〇〇	

第一、第二装置　A二　終段抑制格子変調　A一　一KW　A二　五〇〇W
水晶発振

十　空中線の型式及び構成　逆L型
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第千四百四十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年四月八日　　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第八二〇三号
二　承認を受けた者　電気通信省
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
3.電気通信事業に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 小樽市高島町二二〇番地 東経一四一度〇〇分 北緯 四三度一一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JTA 一 一三三 一四三 三九四 五〇〇 kc kc kc kc kc 自励発振 A一 五〇〇WW
JTA 二 終段抑制 格子変調 A二 二五〇WW
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 烈々布送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千四百四十九号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八二〇四号
二 承認を受けた者 電気通信省
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道上磯郡上磯町 東経一四〇度四三分 北緯 四一度四九分
七重浜三五六番地
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JHK A一 一三七 一四三 四二二 kc kc kc 第一、第四装置 自励発振 A一 一WKW
JHK A二 四二二 五〇〇 kc kc 第二、第三装置 水晶発振 終段抑制 格子変調 A二 五〇〇WKW
十 空中線の型式及び構成 T型、逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 七重浜送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八二〇五号
二 承認を受けた者 電気通信省
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
3.電気通信事業に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道根室郡和田村字落石 東経一四五度三一分 北緯 四三度一〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JOC A一 一〇五 一四三 四〇八 kc kc kc 第一、第二装置 水晶発振 A一 五〇〇WKW
JOC A二 四〇八 五〇〇 kc kc 第二装置 終段抑制 格子変調 A二 五〇〇WW
十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第千四百五十一号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八二〇六号
二 承認を受けた者 電気通信省
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
3.電気通信事業に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道根室郡根室町桂木五一番地
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JOC A一 一〇五 一四三 四〇八 kc kc kc 第一、第二装置 水晶発振 A一 五〇〇WKW
JOC A二 四〇八 五〇〇 kc kc 第二装置 終段抑制 格子変調 A二 五〇〇WW
十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 烈々布送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十二号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第八二〇七号
二 承認を受けた者 電気通信省
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 電気通信事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
3.電気通信事業に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道根室郡根室町桂木五一番地 東経一四五度三六分 北緯 四二度二〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JOC A一 一〇五 一四三 四〇八 kc kc kc 自励発振 A一 二五〇WW
JOC A二 四〇八 五〇〇 kc kc 終段抑制 格子変調 A二 一〇〇WW
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 落石送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十一月九日 第一七六七号
二 免許人の名称 大洋漁業株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局、捕鯨用船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 第十二文丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 JJKL
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置 A一、A二 水晶発振 リップル変調 二五〇W
A一 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 三七五 四〇五 四二五 五〇〇 五五〇 五七〇 五三五 八三〇 八四〇 八五〇 kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc
補助装置 A一、A二 水晶発振 リップル変調 五〇W
一、八、六、五、一、九 kc 一、二、二、〇、二、〇 kc 三七五 四〇五 四二五 五〇〇 五七〇 五八〇 kc kc kc kc kc kc

五 通信の相手方 船舶局、一般海岸局
六 通信事項 1.公衆通信
2.船舶の航行に関する事項
3.電気通信事業に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 北海道根室郡根室町桂木五一番地 東経一四五度三六分 北緯 四二度二〇分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JOC A一 一〇五 一四三 四〇八 kc kc kc 自励発振 A一 二五〇WW
JOC A二 四〇八 五〇〇 kc kc 終段抑制 格子変調 A二 一〇〇WW
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 常時
十二 その他 落石送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十一月九日 第一七六七号
二 免許人の名称 大洋漁業株式会社
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局、捕鯨用船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 無期限
八 設置場所 第十二文丸(主たる停泊港 東京)
九 呼出符号 JJKL
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置 A一、A二 水晶発振 リップル変調 二五〇W
A一 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 三七五 四〇五 四二五 五〇〇 五五〇 五七〇 五三五 八三〇 八四〇 八五〇 kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc kc
補助装置 A一、A二 水晶発振 リップル変調 五〇W
一、八、六、五、一、九 kc 一、二、二、〇、二、〇 kc 三七五 四〇五 四二五 五〇〇 五七〇 五八〇 kc kc kc kc kc kc
十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十二 その他 運用許容時間 常時
烈々布送信所の無線設備が障害により使用できない場合に限る。
一一、〇四〇kcの運用は、南氷洋捕鯨出漁期間中に限る。
八、三三五kcは南氷洋捕鯨出漁期間を除いては一〇〇Wまでとする。

◉電波監理委員会告示第千四百五十四号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十七号ちよなみ無線局の主たる停泊港及び周波数は、昭和二十六年十月二十六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第八項及び第九項を次のように改める。
八 設置場所 ちよなみ(主たる停泊港 尾道)
九 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 一、八、五、四、二、一、九、八、六、四、三、一 kc 三七五 四〇五 四二五 五〇〇 五七〇 五八〇 kc kc kc kc kc kc
水晶発振 A二、A三 終段抑制格子変調 A一、A二 五〇WW
A一 二、〇八六kc 及び「A二 五W」を削る。
A三 二、一七〇kc、二、二九五kc」を加え、A三「二、七八五kc」を削る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十五号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千二百二十一号龍王丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第九項中A一「一、九〇五kc」を「一、九〇五kc」に改める。

◉電波監理委員会告示第千四百五十六号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千二十四号れぶん無線局の周波数は、昭和二十六年七月十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第九項中A一「六、六五〇kc」の前に「二、〇八六kc、二、一七〇kc、二、二九五kc」を加え、A三「二、七八五kc」を削る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十七号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千八十五号すずらん無線局の電波の型式及び周波数は、昭和二十六年八月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第十項中「A一 二、〇八六kc」及び「A二 五W」を削る。

◉電波監理委員会告示第千四百五十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第二千九十四号は号高宮丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年九月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第八項中「(主たる停泊港 須賀利)」を「(主たる停泊港 御前崎)」に改める。

◉電波監理委員会告示第千四百五十九号
昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百二十二号しぎ無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年七月十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
第八項中「(主たる停泊港 清水)」を「(主たる停泊港 下田)」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百六十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百九十四号にいづき無線局の呼出名称は、昭和二十六年十月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「にいづき」を「じゆんしせんにいづき」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百六十一号

昭和二十六年電波監理委員会第千五百七十九号燕丸無線局の免許人及び主たる停泊港は、昭和二十六年十月十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項中「日鉄汽船株式会社」を「協和汽船株式会社」に改める。

第八項中「(主たる停泊港　東京)」を「(主たる停泊港　博多)」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百六十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百一号第六明神丸無線局の通信の相手方は、昭和二十六年九月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第五項中「漁船の船舶局」の前に「清水漁業用海岸局」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百六十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千九十八号第一大勝丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「五〇〇kc」の前に「三七五kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百六十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千五百二十三号こたか無線局の周波数は、昭和二十六年九月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、九〇五kc」を削り、「一、五七〇kc」を加え、A二「二、〇八六kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百六十五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千九十二号第十五号住吉丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十六年六月二十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「第十五号住吉丸」を「第十五住吉丸」に、第九項中「にしぐちだいじゆうこうすみよしまる」を「にしぐちじゆうこうすみよしまる」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百六十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第五百五十七号富士丸無線局の電波の型式及び周波数は、昭和二十七年二月二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A一　五、四二〇kc、八、四三五kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百六十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百三十二号大勢丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A三「二、四四〇kc」の次に「二、五四五kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百六十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千六十六号第六浜吉丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「三七五kc、四〇〇kc、一、五七〇kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百六十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百六十四号みやざき丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「三七五kc、四二五kc、五〇〇kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百七十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百五十八号朝日丸無線局の周波数は、昭和二十六年十二月十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「一、九五五kc」の次に「二、五四五kc、二、六五〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第三百七十七号はつかり無線局の周波数は、昭和二十六年十二月十五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A三「二、七八五kc」の前に「二、一四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十二号

昭和二十七年電波監理委員会告示第四百七十六号MS二十一号無線局の通信の相手方、船名及び呼出名称は、昭和二十六年十一月二十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第五項中「海上保安庁所属塩釜海岸局」を「海上保安庁所属海岸局」に、第八項中「MS二十一号」を「まつしま」に、第九項中「そうかいせんさむさすにじゆういちごう」を「そうかいせんまつしま」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百七十三号

昭和二十七年電波監理委員会告示第二百六十四号あぶくま無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十一月二十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「(主たる停泊港　東京)」を「(主たる停泊港　釧路)」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百七十四号

昭和二十七年電波監理委員会告示第三百五十二号りんどう無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十一月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「(主たる停泊港　東京)」を「(主たる停泊港　室蘭)」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百七十五号

昭和二十七年電波監理委員会告示第三百九十七号みやけ無線局の周波数は、昭和二十六年十二月二十四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「六、六五〇kc」の前に「一、〇八六kc、二、一七〇kc、二、二九五kc」を加え、A三「二、六五〇kc」を削り、「一、六二〇kc」の次に「二、二四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百四十四号第七盛秋丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、六一〇kc、八、三二五kc」を削り、A三「一、六二〇kc」の次に「一、九五五kc、四〇〇kc、一、五七〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百七十六号もがみ無線局の周波数は、昭和二十六年十二月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「二、六二〇kc」の次に「一、九五五kc」を加え、「終段制御格子変調」を「終段陽極変調」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第八百十一号第八十三徳広丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年十月十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A一　二五W、A二、A三　一〇W」を「A一　五〇W、A二、A三　二五W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十五号第二長久丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「三、七〇〇kc」の前に「三、〇九〇kc」を加え、A三「二、四四〇kc」を削り、「A一、A三　一二五W　但し、三、七〇〇kcは一〇〇W」の次に「三、〇九〇kcは二五W」を加え、「但し、二、四四〇kcは一〇W」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百八十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百十八号勝栄丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年一月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、六二〇kc」の次に「一、九〇五kc、一、九五五kc」を、A二「八、三三五kc」を加え、A二「八、三三五kc」の前に「三、〇九〇kc、三、七〇〇kc」を加え、A二「三、七〇〇kc」を「但し、三、七〇〇kcは一〇〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十六号隼丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A二「二、六五〇kc」の前に「二、二九五kc」を、A三「二、六五〇kc」の前に「二、一四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千四百四十五号第一甚盛丸無線局の周波数は、昭和二十七年二月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、五八〇kc」及びA一「五、五二〇kc」を削り、A一「三、七〇〇kc」の前に「三、〇九〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百七十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百七十六号もがみ無線局の周波数は、昭和二十六年十二月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「二、六二〇kc」の次に「一、九五五kc」を加え、「終段制御格子変調」を「終段陽極変調」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百七十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第二千三百二十三号豊丸無線局の周波数及び変調方式は、昭和二十七年二月二十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「一、六二〇kc」の次に「一、九五五kc」を加え、「終段制御格子変調」を「終段陽極変調」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第八百十一号第八十三徳広丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年十月十八日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A一　二五W、A二、A三　一〇W」を「A一　五〇W、A二、A三　二五W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十五号第二長久丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十一月二十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「三、七〇〇kc」の前に「三、〇九〇kc」を加え、A三「二、四四〇kc」を削り、「A一、A三　一二五W　但し、三、七〇〇kcは一〇〇W」の次に「三、〇九〇kcは二五W」を加え、「但し、二、四四〇kcは一〇W」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百八十二号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百十八号勝栄丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年一月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、六二〇kc」の次に「一、九〇五kc、一、九五五kc」を、A二「八、三三五kc」を加え、A二「八、三三五kc」の前に「三、〇九〇kc、三、七〇〇kc」を加え、A二「三、七〇〇kc」を「但し、三、七〇〇kcは一〇〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百二十六号隼丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十一日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A二「二、六五〇kc」の前に「二、二九五kc」を、A三「二、六五〇kc」の前に「二、一四〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第千四百八十四号

昭和二十六年電波監理委員会告示第七百一号雄山丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年十二月二十六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「五、五七〇kc」の次に「六、六五〇kc、八、二八〇kc」を加え、「但し、五、四二〇kcは二〇〇W」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百八十五号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三百二十三号大神丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月五日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「一、六一〇kc」及びA三「一、六一〇kc」を削り、「A一、A二　一二五W　但し、一、六一〇kc、一、六二〇kc、三、七〇〇kcは二五W」を「A一、A二　一二五W　但し、一、六一〇kc、二、七八五kcは二〇W　但し、三、七〇〇kcは二五W」に、「A三　四〇W　但し、二、七八五kcは一〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十六号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百九十一号第十五亀富丸無線局の船名及び呼出名称は、昭和二十七年二月六日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第八項中「第十五亀富丸」を「第十亀富丸」に、第九項中「だいじゆうこうめとみまる」を「だいじゆうこうめとみまる」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十七号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千二百四十九号第十二蓬萊丸無線局の免許人は、昭和二十七年二月十二日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第二項を次のように改める。

二　免許人の名称　鳥津海運株式会社

◎電波監理委員会告示第千四百八十八号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千百八号甚幸丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十七年二月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一「三、七〇〇kc」の前に「三、〇九〇kc」を加え、「但し、A三　二、四四〇kcは一〇W」を「但し、A三　二、六二〇kc、一、九五五kcは一〇W」に改める。

◎電波監理委員会告示第千四百八十九号

昭和二十六年電波監理委員会告示第七百七十九号第五大盛丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月十九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中A一、A二「四二五kc」及びA三「二、七八五kc」を削る。

◎電波監理委員会告示第千四百九十号

昭和二十七年電波監理委員会告示第七百六十七号焼津無線漁業協同組合所属焼津海岸局の空中線電力は、昭和二十七年三月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第九項中「A二、A三　二五〇W」を「A二、A三　一二五W」に改める。

◎法務府告示第五十九号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年四月八日

法務総裁 木村篤太郎

本籍 東京都世田谷区経堂町百五十一番地
住所 東京都世田谷区経堂町百五十一番地
三浦 徹雄
明治三十七年十月三十一日生

◎法務府告示第六十号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年四月八日

法務総裁 木村篤太郎

本籍 愛知県豊橋市植田町字奥の谷六十番地
住所 アメリカ合衆国カリフオルニアー州サクラメント道路四郵函三千十
小林 如宇
大正十三年六月三日生

本籍 福岡県三井郡大橋村大字常持八百二十一番地の三
住所 アメリカ合衆国ニユーヨーク州ニューヨーク市西九十八街百六十九アパートメント十九号
平塚恵美子
大正十一年一月十一日生

本籍 福岡県三井郡大橋村大字常持八百二十一番地の三
住所 アメリカ合衆国カリフオルニアー州アラメダ郡アルバニー市九街千三十C
平塚二三秋
大正十二年十一月二十六日生

本籍 広島県神石郡永渡村大字永野三千三百四十九番地
住所 アメリカ合衆国ユタ州ウイバー郡オクデン西二十一街七百二十四
見永 幸江
大正九年九月一日生

見永 五郎
大正十一年一月十日生

見永 智孝
大正十二年十二月六日生

見永 孝三
大正十四年五月二日生

◎大蔵省告示第六百三十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、肥後銀行第十四回振興定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 肥後銀行第十四回振興定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年五月三十一日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各六十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	五九
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

◎大蔵省告示第六百三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、千葉興業銀行第一回興運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 千葉興業銀行第一回興運定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月九日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、開店記念賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
開店記念賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	四〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第三回割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、池田銀行割増金附第三回ゴールデン定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 池田銀行割増金附第三回ゴールデン定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、幸運賞及び特賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞	二〇、〇〇〇	一
一等	五、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	三五〇	八八、八八八
四等	二〇	一〇〇、〇〇〇
五等	一〇	一〇、〇〇〇
六等	四〇	八八、八八八
計		二〇〇、〇〇〇

◎大蔵省告示第六百三十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、山形相互銀行第三回山銀ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 山形相互銀行第三回山銀ニコニコ定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	七
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	五〇〇	四〇
五等	一〇〇	六〇〇
六等	四〇	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八九、三四〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十八日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、名古屋相互銀行第四回ひまわり定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 名古屋相互銀行第四回ひまわり定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	五九
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、千葉興業銀行第一回興運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 千葉興業銀行第一回興運定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月九日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各二組につき次のとおりとする。但し、開店記念賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
開店記念賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	四〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、池田銀行割増金附第三回ゴールデン定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 池田銀行割増金附第三回ゴールデン定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、幸運賞及び特賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
特賞	二〇、〇〇〇	一
一等	五、〇〇〇	三
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	三五〇	八八、六七五
四等	二〇	一〇〇、〇〇〇
五等	一〇	一〇、〇〇〇
六等	四〇	八八、八八八
計		二〇〇、〇〇〇

◎大蔵省告示第六百三十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第十三回割増金附拓銀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第十三回割増金附拓銀定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年五月三十一日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
(イ)鶴組		
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	九
二等	一〇〇、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	一〇〇	一、〇〇〇
五等	二〇	一〇、〇〇〇
六等	一〇〇、〇〇〇	八八、八八八
計		二〇〇、〇〇〇
(ロ)抽せん権		
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	五九
二等	一〇、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第一回興運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 千葉興業銀行第一回興運定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月九日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	九
二等	三〇、〇〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	一〇	一、〇〇〇
五等	三〇	一〇、〇〇〇
六等	一〇	八八、八八八
計		一〇〇、〇〇〇
(イ)亀組		
等級	割増金	当せんの数
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	三〇、〇〇〇	九
二等	一〇〇	一〇〇
三等	八〇	一、〇〇〇
四等	五〇	一〇、〇〇〇
五等	二〇	八八、八九〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月九日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、山形相互銀行第三回山銀ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 山形相互銀行第三回山銀ニコニコ定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等及び一等は、二等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	二
二等	五、〇〇〇	七
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	五〇〇	四〇
五等	一〇〇	六〇〇
六等	四〇	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八九、三四〇
計		一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月十日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月二十八日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、名古屋相互銀行第四回ひまわり定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 名古屋相互銀行第四回ひまわり定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年六月十日まで。
預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各六十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	五九
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年六月八日
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年六月十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第六百三十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第二信用金庫第六回割増金附日の丸積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第一信用金庫第六回割増金附日の丸積金
二 條件
(イ)預金の種類 定期積金
(ロ)契約期間 一年
(ハ)給付金額 一口三万円
(ニ)掛金の金額及び回数 二千五百円 十二回
(ホ)抽せん権 抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金払込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金払済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三 取扱の時期 昭和二十七年四月十日から同年五月三十一日まで。
抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

四 割増金

等級	割増金	当せんの数
(イ)第一回抽せん		
特賞	三〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	二〇〇
計		二五三
(ロ)第二回抽せん		
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	四
二等	一、〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	一〇〇
四等	二〇〇	八七五
計		一、〇〇〇

五 抽せん期日 組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六 割増金の支払開始期日 当せん決定後十日を経過した日

◎国税庁告示第四号

酒類販売業者指定の告示(昭和二十四年七月国税庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日

国税庁長官 高橋 衛

第九十一号の次に次の一号を加える。

九二 株式会社北海酒連 北海道札幌市南六條西五丁目十二番地 伊藤善七

◎国税庁告示第五号

酒類販売業者指定の告示(昭和二十四年七月国税庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

昭和二十七年四月八日

国税庁長官 高橋 衛

第四十九号中「北海道酒類商業協同組合連合会 北海道札幌市南六條西五丁目十二番地」を「削除」に改める。

◎農林省告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十七年四月八日

農林大臣 広川 弘禅

宮城県玉造郡一栗村大字池月字鳴目館山五二ノ三(但し、実測三一町六反三畝六歩)九歩の内実測三一町六反三畝六歩)

以上玉造郡一栗村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

玉造郡鬼首村字曲リ畑五一ノ二(但し、台帳二八町一反三畝二六歩の内実測九町五反四畝)、五一ノ三(但し、台帳二町の内実測二反)

以上玉造郡鬼首村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

◎通商産業省告示第七十四号

昭和二十七年一月通商産業省告示第八号(輸入に関する事項の公表(第一回)に関する件)の一部を次のように

改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

決済通貨または決済勘定の項の「×」のない欄に「×」を加える。

◎通商産業省告示第七十五号

昭和二十七年一月通商産業省告示第九号（輸入に関する事項の公表（第二回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月一日から適用する。

昭和二十七年四月八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

決済通貨または決済勘定の項の「×」のない欄に「×」を加える。

◎運輸省告示第百一号

航海ノ制限等ニ関スル件第三條の規定による日本船舶の旗の掲揚に関する告示を次のように定める。

昭和二十七年四月八日

運輸大臣　村上　義一

航海ノ制限等ニ関スル件第三條の規定による日本船舶の旗の掲揚

1　この告示は、昭和二十七年四月一日から適用する。

2　航海ノ制限等ニ関スル件第三條の規定による乗組員が日本人である船舶の旗の掲揚に関する件（昭和二十四年運輸省告示第七十四号）は、廃止する。

◎運輸省告示第百二号

次の船舶検査証書は滅失したので無効となつたから船舶安全法施行規則（昭和九年逓信省令第四号）第百三十九條の規定により告示する。

昭和二十七年四月八日

運輸大臣　村上　義一

証書の番号及び証書を発給した管海官庁	証書の種類	船舶名及び船舶番号	所有者の氏名又は名称	証書の有効期間
一、玉野第一一七号　高松海上保安部	乙種船舶検査証書	帆船幸徳丸第六三一四五号	畑中富吉	昭和二十四年四月三十日から昭和二十八年四月二十九日まで
二、第四八号　上保安部	清水海漁船検査証書	帆船第七妙宝丸第六五一四五号	寺岡芳夫	昭和二十六年七月十日から昭和二十八年七月九日まで
三、第二一七号　高松海上保安部	乙種船舶検査証書	帆船新栄丸第三九九七八号	岡峰光太郎	昭和二十五年十二月五日から昭和二十九年十二月四日まで
四、第八二号　上保安部	広島海乙種船舶検査証書	汽船第五晴彦丸第四一一七九号	門司第五四号書換尾道海上保安部	昭和二十五年十一月五日から昭和二十九年十二月四日まで
五、証書の有効期間	証書の番号及び証書を発給した管海官庁	船舶名及び船舶番号	所有者の氏名又は名称	証書の有効期間

◎海上保安庁告示第五号

海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示（昭和二十四年十月海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年三月一日から適用する。

昭和二十七年四月八日

海上保安庁長官　柳沢　米吉

別表中巡視船の部「PM20こうず」の項の次に次のように加える。

PM21	しきね	橋本義男　昭和二十六年六月五日から昭和三十年六月四日まで
PM22	だいとう	

同表同部「PS51神龍丸」の項の次に次のように加える。

PS52	さよちどり	

同表同部「PS76しなの」の項の次に次のように加える。

PS77	ちくご	
PS78	くまの	

同表港内艇の部「CS80ひなげし」の項の次に次のように加える。

CS81	くろゆり	

同表同部「CS83やまゆり」の項の次に次のように加える。

CS84	もくれん	
CS85	からたち	
CS86	ふよう	
CS87	さかき	
CS88	かえで	
CS94	ちぐさ	
CS95	わかくさ	

同表測量船の部「HS17」の項の次に次のように加える。

HS18		

同表掃海船の部「MS37（ひき船公称番号第六九一号）」の項から「MS63（内火艇公称番号HR第二二四号）」の項までを次のように改める。

MS37	浪速丸	
MS38	第二徳山丸	
MS39	第三徳山丸	
MS41	鬼ヶ島丸	
MS42	高千穂丸	
MS50	第十二徳山丸	
MS54	愛宕丸	
MS55	音戸丸	
MS56	津久茂丸	
MS58	のゆき	
MS59	みねゆき	
MS60	さわゆき	
MS61	ささゆき	
MS63	はるゆき	

◎郵政省告示第九十六号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年四月一日から次の郵便局分室を設置した。

昭和二十七年四月八日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置	取扱事務
金沢野田町郵便局予備隊内分室	金沢市野田町国家警察予備隊金沢部隊内	為替貯金、保険年金。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

◎郵政省告示第九十七号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第二十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十七年四月八日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局	記念事項名称	使用期間
山梨県甲府郵便局	山梨平和博覧会	昭和二十七年四月十日から同　同　六月十日まで
山梨県身延郵便局	同	同　同
長崎県長崎郵便局 長崎木博多郵便局 長崎駅前郵便局	長崎復興平和博覧会	昭和二十七年四月十日から六月八日まで

但し、局名は区別せず、すべて「長崎」と表示する。

◎電気通信省告示第百三号

昭和二十四年八月電気通信省告示第三十一号（地方電気通信部及び地方電気通信管理所の名称、位置及び管轄区域の件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年四月十日から施行する。

昭和二十七年四月八日

電気通信大臣　佐藤　栄作

別表第一関東電気通信局管内、東京台東電気通信管理所の項管轄区域の欄中「墨田区のうち吾嬬橋　小梅町　隅田公園　向島　寺島町自一丁目及び自五丁目至三丁目及び至七丁目　須崎町　請地町　向島押上町　中ノ郷町」を削る。

同東京墨田電気通信管理所の項管轄区域の欄中「墨田区（台東電気通信管理所の管轄に属する地域を除く）」を「墨田区」に改める。

◎電気通信省告示第百四号

次の船舶託送発受所を下記の日から設置した。

昭和二十七年四月八日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	呼出符号	設置年月日
第十三代田丸託送発受所	鈴木国雄所属第十三千代田丸	JJPZ ダイジウサン ヨダマル	昭和二七、三、一〇
海龍丸託送発受所	真野喜一所属海龍丸	JFQK マノ カイリウマル	二七、三、一
第七達美丸託送発受所	隅田達美所属第七達美丸	JAGW ダイシチ タツミマル	二七、三、二
第九管区海上保安本部所属のと託受発受所	植田祐政所属第九管区海上保安本部所属のと	JDOV ホアソノト	二七、二、一
第二美蓉丸託送発受所	尾崎長蔵所属第二美蓉丸	JKWB ダイニ フヨウマル	二七、二、二
第五長久丸託送発受所	植田祐政所属第五長久丸	JGHZ ダイゴ テウキウマル	二七、三、二
第九管区海上保安部所属しなの託送発受所	尾崎長蔵所属第九管区海上保安部所属しなの	JPZL ホアソシナノ	二七、二、一
第七盛幸丸託送発受所	中島虎治所属第七盛幸丸	JEDN チカジマダイシチ セイコウマル	二七、三、一四

◎電気通信省告示第百五号

次の船舶託送発受所を下記の日から廃止した。

昭和二十七年四月八日

電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	廃止年月日
第十二蓬来丸託送発受所	中川汽船株式会社所属第十二蓬来丸	二七、三、六
第一東洋丸託送発受所	日本船舶興業株式会社所属第一東洋丸	二七、三、一
快進丸託送発受所	東邦海運株式会社所属快進丸	二七、三、三
第十五快進丸託送発受所	東邦海運株式会社所属第十五快進丸	二七、三、一〇
高千穂丸託送発受所	協同海運株式会社所属高千穂丸	二六、九、三〇
竹丸託送発受所	日本海汽船株式会社所属竹丸	二七、二、三
玄海丸託送発受所	西日本汽船株式会社所属玄海丸	二六、三、一一
建洋丸託送発受所	五洋水産株式会社所属建洋丸	二七、一、三〇

◎建設省告示第三百四十二号

昭和九年二月二十四日内務省告示第八十五号による都市計画法第一條の指定を昭和二十七年三月二十三日付をもつて岐阜県恵那郡中津川町に改めた。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

◎建設省告示第三百四十三号

昭和九年二月二十四日内務省告示第八十六号の都市計画法第二條第二項の規定により決定した岐阜県中津川都市計画区域を昭和二十七年三月二十三日付をもつて岐阜県恵那郡中津川町の区域に改めた。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

◎建設省告示第三百四十四号

伊豆長岡都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び田方郡伊豆長岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百四十五号

熱海都市計画街路中を次のように変更、追加する。

その関係図書は、静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百四十六号

清水特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて次のように決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び清水市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百四十七号

静岡特別都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百四十八号

吉原都市計画準防火地域を別紙図面表示のように指定し、昭和二十四年四月二十八日よりこれを施行する。

その関係図面は、静岡県庁及び吉原市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◎建設省告示第三百四十九号

富士宮都市計画街路を次のように変更する。

その関係図書は、静岡県庁及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百五十号

沼津特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百五十一号

沼津特別都市計画街路事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◎建設省告示第三百五十二号

鷹岡都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

昭和二十七年四月八日

建設大臣　野田　卯一

昭27.4.8. 第7574号

その関係図書は、静岡県庁及び富士郡鷹岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十三号**

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年四月八日建設省告示第三百五十二号鷹岡都市計画水利施設事業の執行行政庁として静岡県知事を昭和二十七年三月三十一日付をもつて指定した。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

◉**建設省告示第三百五十四号**

磐田都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十五号**

静岡特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十六号**

磐田都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十七号**

袋井都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて決定した。

その関係図書は、静岡県庁及び磐田郡袋井町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十八号**

昭和二十五年三月三十一日建設省告示第四百六十八号富士都市計画街路事業の執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、静岡県庁及び磐田郡富士町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第三百五十九号**

三島都市計画街路及び昭和二十六年四月十一日建設省告示第二百六十号三島都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように昭和二十七年三月三十一日付をもつて変更した。

その関係図書は、静岡県庁及び三島市役所に備えて縦覧に供する。

昭和二十七年四月八日

建設大臣 野田 卯一

（「次のよう」は省略）

正誤

昭和二十七年四月一日電波監理委員会告示第千三百三号第九項中「JR2AD」は「JR2AE」の、同日第千三百四号第九項中「JR2AE」は「JR2AD」の誤り。

電波監理委員会官報報告主任

昭和二十七年三月二十五日大蔵省告示第五百四十六号中四二七頁下段終りから二行「22570、22571、22572」は「32570、32571、32572」の誤植

国会事項

○参議院

◉**議案受領（予備審査）** 四月四日内閣から左の議案が送付された。

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案

◉**議案付託（予備審査）** 四月四日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案（閣法第一五三号）

大蔵委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

電源開発促進法案（水田三喜男外五十一名提出）（衆第一六号）

経済安定委員会に付託

◉**議案送付** 四月四日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案

◉**議案回付** 四月四日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

◉**議決通知** 四月四日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

又同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

夏時刻法を廃止する法律案

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案

又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

◉**通知書受領** 四月四日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

夏時刻法を廃止する法律

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法

又同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

◉**報告書提出** 四月四日委員長から左の報告書を提出した。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案可決報告書

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案修正議決報告書

公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件議決報告書

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案可決報告書

叙任及び辞令

○総理府

（各通）

黒部 勝　佐藤 彬　中村 重夫

仙台地方国有鉄道調停委員会委員を委嘱する

高須 俊一　近藤 信一　木村 清司

名古屋地方国有鉄道調停委員会委員を委嘱する

（各通）

山本 浅吾　清水 慎三　小林 直人

専売公社中央調停委員会委員を委嘱する

（各通）

石川栄次郎　近藤 信一　塩野谷九十九

名古屋地方専売公社調停委員会委員を委嘱する

（各通）

市川 秀一　古野 周蔵　藤田 敬三

大阪地方専売公社調停委員会委員を委嘱する

（各通）

村上 正夫　吉武 堯右　森 耕二郎

福岡地方専売公社調停委員会委員を委嘱する（以上四月一日）

総理府事務官 三橋 則雄

総理府恩給局審議室長事務取扱を命ずる　同

中島 忠次

総理府恩給局審議室次長を命ずる　同

城谷 千尋

同　堀内 浩

同　中條 博

（各通）

同　朝生 三男　同　羽良 武

同　伊沢 光正

総理府恩給局審議室に兼ねて勤務を命ずる（以上四月四日）

横田 清義

科学技術行政協議会専門委員に任命する（四月五日）

○公正取引委員会

総理府事務官 堀米 和雄

公正取引委員会事務局福岡地方事務所長を命ずる　同

山村 正輔

（各通）

同　河村 東洋　同　須々木貞雄　同　中島健一郎　同　遠山 親文　同　乾 重雄　同　二宮 武雄　同　有馬 潔

願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

同　鈴木 篤蔵

公正取引委員会事務局名古屋地方事務所審査課長事務取扱を命ずる

上野紀太郎

公正取引委員会事務局大阪地方事務所審査課長を命ずる　同　成瀬 曙

公正取引委員会事務局大阪地方事務所審査課長事務取扱を免ずる　同　猿渡 孝

公正取引委員会事務局福岡地方事務所総務課長を命ずる　同　田中 清

公正取引委員会事務局福岡地方事務所審査課長を命ずる　同　黒木 圭介

公正取引委員会事務局調査部調査第二課長を命ずる　同　金田 一郎

公正取引委員会事務局調査部事業者団体課長を命ずる　同　竹中喜満太

公正取引委員会事務局商事部企業課長を命ずる

同　同　三代川敏三郎

公正取引委員会事務局審査部審査第二課長を命ずる　同　横地 恒夫

公正取引委員会事務局審査部審判課長を命ずる　同　佐藤 洋

公正取引委員会事務局総務部総務課勤務を命ずる　同　吉岡 一雄

公正取引委員会事務局調査部調査第三課勤務を命ずる　同　高野 正祐

（各通）

同　西島 保道　同　吉野 秀雄　同　横山 克己　同　蓮沼 吉松

公正取引委員会事務局商事部企業課勤務を命ずる　同　米本喜代市

公正取引委員会事務局商事部国際取引課勤務を命ずる　同　河井 信夫

（各通）

同　吉田 文剛　同　丸田 浩三　同　坂本 史郎　同　片柳 正明

公正取引委員会事務局審査部審査第一課勤務を命ずる　同　松浦 改一

（各通）

同　曽我 正雄

公正取引委員会事務局審査部審査第二課勤務を命ずる　同　山本千吉郎　同　牧 義一　同　阿久津 実

（各通）

同　秋場 凱治　同　井上 正迪

公正取引委員会事務局審査部審判課勤務を命ずる（以上四月一日）

○大蔵省

◉昭和二十七年四月一日

警察予備隊本部部員 太田 發

（各通）

経済安定事務官 村田 博

大蔵事務官に任命する

副財務官を命ずる　同　木村 三男

管財局国有財産第一課長を命ずる　同　佐々木甫一

管財局外国財産管理課長を命ずる　同　松永 勇

管財局外国財産補償課長を命ずる　同　堀口 定義

管財局閉鎖機関課長を命ずる　同　船後 正道

大臣官房勤務を命ずる　同　村田 博

財務官室勤務を命ずる　同　高橋 包

関東財務局勤務を命ずる　同　太田 義

近畿財務局勤務を命ずる　同　角田 茂雄

警察予備隊本部へ出向を命ずる　同　原 三郎

国税庁へ出向を命ずる　同　吉田 信市

（各通）

同　野村 安義

住宅金融公庫へ出向を命ずる　同　崎谷 武男

佐竹 浩　谷村 裕　広瀬 駿二

（各通）

同　船後 正道　同　山下 武利　同　山本 靖　同　吉田 信邦

外務省研修所において研修を命ずる　同　澄田 智

理財局兼大臣官房調査部勤務を命ずる　同　東條 猛猪

大臣官房調査部次長谷村裕研修のため不在中同課長事務代理を命ずる　同　東條 猛猪

主計局総務課長山下武利研修のため不在中同課長事務代理を命ずる　同　大島 寛一

理財局国庫課長吉田信邦研修のため不在中同課長事務代理を命ずる

大蔵事務官 清島 省三　同　酒井 俊彦

理財局為替審査課長崎谷武男研修のため不在中同課長事務代理を命ずる　井上 敏夫

（各通）

鶴原 浩二

日本銀行理事を命ずる（以上四月一日）

○厚生省

◉昭和二十七年三月二十日

野元 義徳

厚生事務官 江藤 勇

（各通）

今尾清一郎　同　是成 信一　同　本城 亨

地方事務官に任命する

厚生技官 中野 勘良

公衆衛生局勤務を命ずる（二月一日）

地方事務官 小沢 包陳

願に依り本官を免ずる（二月二十九日）

厚生事務官 角沢 仁蔵

大臣官房広報渉外課勤務を命ずる　同　梅本 純正

大臣官房人事課勤務を免じ大臣官房総務課本務を命ずる　同　近藤 宗男

大臣官房統計調査部勤務を命ずる　同　松永 信夫

社会局兼務を命ずる（以上三月一日）

同　川島 三郎

薬務局企業課長を命ずる　同　今村 譲

社会局生活課長を命ずる　同　内藤 誠夫

児童局企画課長を命ずる　同　竹下 精紀

児童局養護課長を命ずる　同　松田 盛進

保険局厚生年金保険課長を命ずる　同　安田 巌

社会局生活課長事務取扱を免ずる　同　星野数子郎

（各通）

同　和泉 武夫

願に依り本官を免ずる（以上三月三日）

（各通）

同　美山　要蔵
同　松本　秀満
同　森下　陸一

沖縄へ出張を命ずる

同　橋田　健司
同　井上　仁

願に依り本官を免ずる（以上三月十五日）

同　佐野　文彦

公衆衛生局勤務を命ずる（三月十六日）

厚生技官　金子　光

ニュージーランドへ出張を命ずる（三月十七日）

地方事務官　三井　正

鳥取県民生部保険課長を命ずる

同　野元　義徳

九級三号俸を給する

神奈川県民生部保険課勤務を命ずる

同　江藤　勇

十級一号俸を給する

和歌山県民生部保険課長を命ずる

同　今尾清一郎

十級一号俸を給する

福井県民生部保険課長を命ずる

同　是成　信一

十級一号俸を給する

千葉県民生部保険課長を命ずる

同　宮沢　真雄

山口県民生部保険課長を命ずる

同　本城　亨

十級一号俸を給する

岩手県民生部保険課長を命ずる

同　高橋新太郎

十一級二号俸を給する

北海道民生部保険課長を命ずる

同　三浦　芳雄

函館社会保険出張所長を命ずる

同　諏佐　左門

高田社会保険出張所長を命ずる

同　中根　良彦

浜松社会保険出張所長を命ずる

同　岡野　公平
同　西村善太郎
同　永井　要
同　木下　得三
同　茅野　清三
同　斎藤　正一
同　湯谷喜八郎
同　仲野　新清

（各通）

願に依り本官を免ずる（以上三月二十日）

厚生事務官　梅本　純正

大臣官房統計調査部指導課長を命ずる

厚生技官　角田　属作

大臣官房統計調査部製表課長を命ずる

十一級一号俸を給する

厚生事務官　森　直一

（各通）

厚生技官　小田部文雄

願に依り本官を免ずる（以上三月三十一日）

○農林省

農林技官　内賀島　了

願に依り本官を免ずる（三月三十一日）

○電気通信省

電気通信技官　島津　正

九州電気通信局管理部長事務取扱を命ずる（三月二十日）

同　山田　次郎

八王子電気通信管理所長心得兼務を命ずる（三月二十五日）

同　鈴木　豊

関東電気通信資材部長心得兼務を命ずる

電気通信事務官　畠中　勇吉

信越電気通信資材部長を命ずる

電気通信技官　椙本　吉之

九州電気通信資材部長を命ずる

電気通信事務官　吉田　胤男

大分電気通信部長心得兼務を命ずる

同　渡辺近三郎

山形電気通信管理所長心得兼務を命ずる

電気通信技官　松下二亀太

電気通信職員訓練所京都学園長心得兼務を命ずる

同　小野　文生

（各通）

電気通信技官　佐藤　次郎
電気通信技官　松隈　薫

願に依り本官を免ずる（以上三月二十九日）

電気通信事務官　内山浜喜地

経理局長を命ずる

同　横田　信夫

業務局営業部長を命ずる

同　金光　昭

関東電気通信局長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）

電気通信技官　石田　彌

中国電気通信局長を命ずる

同　小野　恒造

電気通信職員訓練所鈴鹿学園長を命ずる

同　高橋　明

北海道電気通信局長を命ずる

電気通信事務官　野崎　毅

四国電気通信局長を命ずる

同　山下　武

中国電気通信局長心得兼務を免ずる

同　新居　作郎

福山電気通信管理所長を命ずる

同　江原　謙三

中国電気通信局周知調査部長を命ずる

同　竹本　寿吉

中国電気通信管理所長を命ずる

同　新居　作郎

広島電気通信局周知調査部長事務取扱を命ずる

同　外川　寛

中国電気通信管理所長を命ずる

電気通信技官　谷本　武

中国電気通信局建設部長を命ずる

同　中井　秀基

中国電気通信資材部長を命ずる

同　門田近太郎

中国電気通信局施設部長を命ずる

同　土屋善太郎

中国電気通信局保全部長を命ずる

同　岡田　広一

下関電気通信管理所長を命ずる

同　佐々　八郎

兵庫電気通信部長心得兼務を命ずる

同　神宋　正夫

大和高田電気通信管理所長心得兼務を命ずる

同　今村　徳輔

酒田電気通信管理所長心得兼務を免ずる

電気通信事務官　照井　幸吉

本荘電気通信管理所長を命ずる

同　竹沢　久司

本荘電気通信管理所長心得兼務を免ずる

電気通信技官　津田　嬰治

山形電気通信管理所長を命ずる

電気通信管理所長心得兼務を免ずる

同　広野　慶市

山形電気通信管理所長心得兼務を免ずる

同　東京豊島電気通信管理所長心得兼務を命ずる

電気通信技官　服部　盈太

東京新宿電気通信管理所長心得兼務を命ずる

電気通信事務官　横尾　吉雄

東京市外電話管理所長心得兼務を命ずる

同　海野　久宗

下館電気通信管理所長心得兼務を命ずる

同　片瀬　忠義

東京都市電気通信部経理長心得兼務を命ずる

同　三津山勘三郎

新居浜電気通信管理所長心得兼務を命ずる

同　内藤　勉

電気通信職員訓練所石和学園長心得兼務を命ずる

同　肥爪　亀三
同　荻原　博

（各通）

電気通信技官　平野　敏夫

電気通信事務官　佐藤　重雄

電気通信技官　黒田憲次郎

電気通信事務官　落合　夷二

願により本官を免ずる（以上三月三十一日）

○経済調査庁

経済調査官　司波　実

法務府（出向を命ずる

経済安定事務官　山口鉄四郎

兼経済調査官

経済安定事務官　山口　酉

経済調査庁長官官房企画課長兼務を命ずる

経済調査官　照井　幸吉

経済調査庁長官官房秘書課兼務を免ずる

同　経済調査官　山口　一夫

経済調査庁長官官房秘書課兼務を免ずる

同　岡内　豊

経済調査庁長官官房企画課兼務を命ずる（以上三月三十一日）

官庁事項

○法務府

◎公証人任命　利光晟、堤房治、大町和左吉は、四月一日いずれも公証人に任命、利光晟は大阪法務局所属元公証人山本常石の、堤房治は徳島地方法務局所属元公証人上山雄一の、大町和左吉は神戸地方法務局所属元公証人渡辺為三の各後任を命ぜられた。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第121号

身体障害者旅客運賃割引規程を次のように定める。

昭和27年4月8日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

身体障害者旅客運賃割引規程

（適用範囲）

第1条　この規程は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、国鉄線及び連絡運輸の取扱をする社線を乗車船する場合に適用する。

（身体障害者）

第2条　この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15條第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2　前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者とに分ける。

(1)「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。

イ　両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

ロ　両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を到聴し得ない者又は両上肢を手首指関節以上で又は両下肢をショパー関節以上で失つた者

ハ　両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者

ニ　体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

ホ　前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者

(2)「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

（介護者）

第3條　身体障害者が、第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2　前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であつて、その購求する乗車券の種類・乗車船区間・乗車船等級及び通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

（割引乗車券の種類）

第4條　身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次の通りとする。

(1)　普通乗車券　第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車船する場合に発売する。

(2)　定期乗車券　第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

(3)　回数乗車券　第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。

2　介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者とともに乗車船する場合に発売する。但し、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であつても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前條第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）　介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であつても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

（割引区間）

第5條　割引区間は、国鉄線及び連絡社線の各駅相互間とする。但し、身体障害者が単独で普通乗車券によつて乗車船する場合は、国鉄・社の自動車線を乗車するとき又は国鉄・社の鉄道・航路を普通旅客運賃計算のキロ程片道101キロ以上「旅客及び荷物運送規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第110号）第61條の規定によつて旅客運賃が101キロの場合と同額となる地帯を含む。」を、乗車船するときに限る。

（取扱等級）

第6條　身体障害者及び介護者に対する取扱等級は、各等（定期乗車券及び回数乗車券は、2・3等）とする。但し、身体障害者が単独で乗車船する場合は、3等に限る。

（割引率）

第7條　身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。但し、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

（旅客運賃割引証）

第8條　身体障害者が、単独で乗車船する場合は、単独用の旅客運賃割引証を、介護者とともに乗車船する場合は、介護付用の旅客運賃割引証をそれぞれ乗車券購求の際提出しなければならない。

2　旅客運賃割引証の様式は、次の通りとする。

(1)　単独用

表

第＿＿号

身体障害者旅客運賃割引証

（単　独　用）

乗車船区間	駅から 駅まで
住　所	
氏名及び年齢	（　　才）
乗車船等級及び割引率	3等　5割

昭和　年　月　日発行

発行者

市区町村長又は福祉事務所長（民生安定所長を含む。）　氏　名　職印

（発行駅）　（発行年月日）　（乗車券番号）

12.8 cm

9.1 cm

裏

（注　意）

(1)　この割引証は、身体障害者手帳の交付を受けている者が、単独で国鉄線及び連絡社線を乗車船する場合に限つて使用することができる。

(2)　この割引証によつて旅客運賃の割引の取扱を受ける者は、身体障害者手帳を携帯し、係員の請求があつたときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(3)　この割引証によつて購求できる乗車券は、普通乗車券に限る。

(4)　取扱区間　国鉄線及び連絡社線各駅相互間とする。

(5)　割引区間　国鉄・社の自動車線及び国鉄・社の鉄道・航路を普通旅客運賃計算のキロ程片道101キロ以上（普通旅客運賃計算キロ程が、101キロの場合と同額となる地帯を含む。）を乗車船するときに限る。

(6)　この割引証の番号・住所・氏名及び年齢・発行年月日は、発行者が記入しなければならない。

(7)　発行者が記入しなければならない事項を記入しないで交付した割引証は、無効とする。

(8)　使用者は、乗車券購求の際乗車船区間を記入する外、往復乗車券又は回遊乗車券を購求するときは、乗車船区間の右方余白に「往復」又は「回遊」と記入し、その箇所に身体障害者の認印を押さなければならない。

(9)　この割引証又はこの割引証によつて購求した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。

(10)　この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明があるときに限つて有効とする。

イ　発行者の記入する事項については発行者の職印

ロ　使用者の記入する事項については使用者の認印

(11)　この割引証の有効期間は、発行の日から6箇月とする。

備考　この割引証は、中央上部に国鉄の印を押す。

昭27.4.8. 第7574号

○同第八六四号（同）
一、粳白米　換価金　三千二百五十四円
二、一斗提籠　二
三、手提籠　二
四、紙袋　二
五、木綿袋　一
○同第八六五号（同）
一、粳白米　換価金　三千三百六十八円
二、リュックサック　一
三、風呂敷　三
○同第八六六号（同）
一、粳白米　換価金　三千三百六十八円
二、リュックサック　一
三、風呂敷　三
○同第八六七号（同）
一、粳白米　換価金　三千三百十一円
二、南京袋　二
三、紙袋　一
四、風呂敷　三
○同第八六八号（同）
一、粳白米　換価金　三千八百八十二円
二、リュックサック　一
三、袋　二
四、風呂敷　二
○同第八六九号（同）
一、粳白米　換価金　四千四百八円
二、リュックサック　一
三、南京袋　一
四、木綿袋　二
五、風呂敷　三
○同第八七〇号（同）
一、粳白米　換価金　三千百四十円
二、御用籠　一
三、南京袋　一
四、風呂敷　一
○同第八七一号（同北海道漁業取締規則違反事件）
一、生鮭　換価金　百円
二、本鉤針　一
三、鉤針（ワイヤ付）　二
○同第八七二号（同）
一、鮭　換価金　六百六十円
二、カリ針　二
三、イカリ鉤　一
○同第八七三号（同）
一、鮭　換価金　七百円
二、刺網　一
三、流網　三反
○同第八七四号（同）
一、刺網　換価金　百円

○同第八七七号（同）
一、流網　換価金　九千五百九十四円
二、リュックサック　一
○同第八七八号（同）
一、刺網　換価金　四百二十円
二、風呂敷　一
○同第八七九号（同）
一、刺網　換価金　四百二十円
二、麻袋　一
○同第八八〇号（同）
一、同　換価金　四百二十円
二、麻袋　一
○同第八八一号（同）
一、同　換価金　四百二十円
二、麻袋　一
○同第八八二号（同）
一、同　換価金　四百二十円
二、川舟　一
○同第八八三号（同食糧管理法違反事件）
一、粳白米　換価金　三千三百十一円
二、リュックサック　一
三、木綿袋　二
四、風呂敷　三
○昭和二十六年保第二九〇号（長瀬いちよ同）
一、粳白米　換価金　一千九百七十四円
○同第三三四号（不詳同）
一、粳白米　換価金　二万九千七百八十五円
○同第三三五号（不詳同）
一、粳白米　換価金　六百三十五円
○同第三三六号（佐藤由紀同）
一、粳白米　換価金　一千三百六十三円
○同第三三七号（石田某同）
一、粳白米　換価金　九千五百九十四円
○同第三三九号（平田繁同）
一、粳白米　換価金　二千百六十二円
○同第三三一号（不詳同）
一、粳白米　換価金　六千二百二十円
○同第三三五号（同）
一、粳白米　換価金　二百二十円
○同第三三七号（同）
一、粳白米　換価金　二百二十円
○同第三三八号（同）
一、粳白米　換価金　二百二十円
○同第三三九号（同）
一、粳白米　換価金　二百二十円
○同第三四一号（同）
一、粳白米　換価金　三千九百三十九円
○同第三四五号（同）
一、粳白米　換価金　六十円
○同領第七〇号（宇山昇外二名窃盗事件）
一、手帳　一冊

○同第八八二号（同）
一、デレッキ　一本
○同第四八七号（荒木三郎暴行脅迫事件）
一、マフラー　一枚
二、青色手袋（村田健治窃盗事件）　一双
○同第五三七号（木製車輪）　一
○同第五三七号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）　一
一、リュックサック　一
○同第七二三号（佐々木金蔵窃盗事件）
一、生鮭　換価金　六〇〇円
○同第七二五号（尾塩茂一同）
一、流網　換価金　五〇円
○同第七二六号（佐々木金蔵窃盗事件）
一、ゴザ付サンダル　一足
二、ビスケット　一袋
三、香油　一瓶
四、杓子　一個
○同第七二五号（不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、御用網　一
○同第七二七号（同）
一、箱船　一
○同第七二七号（同）
一、刺網　一
○同第七二八号（不詳食糧管理法違反事件）
一、粳白米　換価金　三千三百三十九円
○同第七二九号（同）
一、粳白米　換価金　一千二百二十七円
○同第七二〇号（同）
一、粳白米　換価金　一千七百七十円
○同第七二一号（同）
一、粳白米　換価金　一千七百五十五円
○同第七二二号（同）
一、手提籠　一
○同第七二六号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百八十三円
○同第七二七号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二八号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二九号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二〇号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二一号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二二号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二三号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二四号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二五号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七円
○同第七二六号（同）
一、粳白米　換価金　二千二百二十七

○同領第七一号（小松文吉ことと彭桂弼食糧管理法違反事件）
一、小豆（同）換価金 一万九千八百五十六円
二、空カマス 四
三、菰縄ベニヤ板 四二分
四、南京袋 八
五、荷造縄むしろ 八組
六、空箱 八
七、手引サック付 一
○同第五六八号（石橋テルコ窃盗事件）
一、黒皮ハンドバック 一
二、錦布財布 一
三、小袋 一
四、診療券 一
五、手数料 一
七、○同領第八七号（金内秋雄北海道漁業取締法違反事件）
○同第八九号（不詳同）
一、刺網 一
○同第八九四号（不詳同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九五号（同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九六号（同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九七号（同）
一、本鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九八号（同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九九号（同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九九号（同）
一、鈎 一
二、生鮭 一
○同第八九九

昭27.4.8. 第7574号

○同領第三〇三号（同）風呂敷　二
○同領第三〇七号（同）手提籠　二
○同領第三〇八号（同）ヤミ籠　一
○同領第三〇九号（同）布袋　五
○同領第三一〇号（同）竹籠　一
○同領第三一一号（同）布袋　一
○同領第三一二号（同）布袋　十二
○同領第三一三号（同）風呂敷　二
○同領第三一四号（同）風呂敷　一
○同領第三一五号（同）弁当箱　一
○同領第三一六号（同）ヤミ籠　一
○同領第三一八号（同）ヤミ籠　一
○同領第三一九号（同）風呂敷　二
○同領第三二〇号（同）竹籠　一
○同領第三二一号（同）風呂敷　二
○同領第三二二号（同）ヤミ籠　三
○同領第三二三号（同）ヤミ籠　三
○同領第三二四号（同）ヤミ籠　三
○同領第三二六号（同）米袋　一
○同領第三二八号（同）弁当箱　二
○同領第三二九号（同）風呂敷　一
○同領第三三〇号（同）風呂敷　一
○同領第三三一号（同）布袋　二
○同領第三三二号（同）布袋　一
○同領第三三三号（同）布袋　一
○同領第三三四号（同）ヤミ籠　一
○同領第三三五号（同）布袋　一
○同領第三三九号（同）風呂敷　一
○同領第三四〇号（同）布袋　七
○同領第三四一号（同）竹籠　三
○同領第三四二号（同）布袋　三
○同領第三四三号（同）布袋　五
○同領第三四四号（同）布袋　四
○昭和二十七年領第九号（同）布袋　二
○同領第五号（同）風呂敷　十
○同領第三十二号（同）布袋　三
○同領第三十三号（同）風呂敷　二十三
○同領第三十四号（同）布袋　二十九
○同領第三十五号（同）布袋　二
○同領第三十六号（同）布袋　二
○同領第三十七号（同）布袋　二
○同領第三十八号（同）布袋　二
○同領第三十九号（同）布袋　二
○同領第四〇号（同）布袋　二
○同領第四一号（同）布袋　二
○同領第四二号（同）布袋　二
○同領第四三号（同）布袋　二
○同領第四四号（同）布袋　二
○同領第四五号（同）布袋　二
○同領第四六号（同）布袋　二
○同領第四七号（同）布袋　二
○同領第四八号（同）布袋　二
○同領第四九号（同）布袋　二
○同領第五〇号（同）布袋　二
○同領第五一号（同）布袋　二
○同領第五二号（同）布袋　二
○同領第五三号（同）布袋　二
○同領第五四号（同）布袋　二
○同領第五五号（同）布袋　二
○同領第五六号（同）布袋　二
○同領第五七号（同）布袋　二
○同領第五八号（同）布袋　二
○同領第五九号（同）布袋　二
○同領第六〇号（同）布袋　二
○同領第六一号（同）布袋　二
○同領第六二号（同）布袋　二
○同領第六三号（同）布袋　二
○同領第六四号（同）布袋　二
○同領第六五号（同）布袋　二
○同領第六六号（同）布袋　二
○同領第六七号（同）布袋　二
○同領第六八号（同）布袋　二
○同領第六九号（同）布袋　二
○同領第七〇号（同）布袋　二
○同領第七一号（同）布袋　二
○同領第七二号（同）布袋　二
○同領第七三号（同）布袋　二
○同領第七四号（同）布袋　二
○同領第七五号（同）布袋　二
○同領第七六号（同）布袋　二
○同領第七七号（同）布袋　二
○同領第七八号（同）布袋　二
○同領第七九号（同）布袋　二
○同領第八〇号（同）布袋　二
○同領第八一号（同）布袋　二
○同領第八二号（同）布袋　二
○同領第八三号（同）布袋　二
○同領第八四号（同）布袋　二
○同領第八五号（同）布袋　二
○同領第八六号（同）布袋　二
○同領第八七号（同）布袋　二
○同領第八八号（同）布袋　二
○同領第八九号（同）布袋　二
○同領第九〇号（同）布袋　二
○同領第九一号（同）布袋　二
○同領第九二号（同）布袋　二
○同領第九三号（同）布袋　二
○同領第九四号（同）布袋　二
○同領第九五号（同）布袋　二
○同領第九六号（同）布袋　二
○同領第九七号（同）布袋　二
○同領第九八号（同）布袋　二
○同領第九九号（同）布袋　二
○同領第一〇〇号（同）布袋　二
○同領第一〇一号（同）布袋　二
○同領第一〇二号（同）布袋　二
○同領第一〇三号（同）布袋　二
○同領第一〇四号（同）布袋　二
○同領第一〇五号（同）布袋　二
○同領第一〇六号（同）布袋　二
○同領第一〇七号（同）布袋　二
○同領第一〇八号（同）布袋　二
○同領第一〇九号（同）布袋　二
○同領第一一〇号（同）布袋　二
○同領第一一一号（同）布袋　二
○同領第一一二号（同）布袋　二
○同領第一一三号（同）布袋　二
○同領第一一四号（同）布袋　二
○同領第一一五号（同）布袋　二
○同領第一一六号（同）布袋　二
○同領第一一七号（同）布袋　二
○同領第一一八号（同）布袋　二
○同領第一一九号（同）布袋　二
○同領第一二〇号（同）布袋　二
○同領第一二一号（同）布袋　二
○同領第一二二号（同）布袋　二
○同領第一二三号（同）布袋　二
○同領第一二四号（同）布袋　二
○同領第一二五号（同）布袋　二
○同領第一二六号（同）布袋　二
○同領第一二七号（同）布袋　二
○同領第一二八号（同）布袋　二
○同領第一二九号（同）布袋　二
○同領第一三〇号（同）布袋　二
○同領第一三一号（同）布袋　二
○同領第一三二号（同）布袋　二
○同領第一三三号（同）布袋　二
○同領第一三四号（同）布袋　二
○同領第一三五号（同）布袋　二
○同領第一三六号（同）布袋　二
○同領第一三七号（同）布袋　二
○同領第一三八号（同）布袋　二
○同領第一三九号（同）布袋　二
○同領第一四〇号（同）布袋　二
○同領第一四一号（同）布袋　二
○同領第一四二号（同）布袋　二
○同領第一四三号（同）布袋　二
○同領第一四四号（同）布袋　二
○同領第一四五号（同）布袋　二
○同領第一四六号（同）布袋　二
○同領第一四七号（同）布袋　二
○同領第一四八号（同）布袋　二
○同領第一四九号（同）布袋　二
○同領第一五〇号（同）布袋　二
○同領第一五一号（同）布袋　二
○同領第一五二号（同）布袋　二
○同領第一五三号（同）布袋　二
○同領第一五四号（同）布袋　二
○同領第一五五号（同）布袋　二
○同領第一五六号（同）布袋　二
○同領第一五七号（同）布袋　二
○同領第一五八号（同）布袋　二
○同領第一五九号（同）布袋　二
○同領第一六〇号（同）布袋　二
○同領第一六一号（同）布袋　二
○同領第一六二号（同）布袋　二
○同領第一六三号（同）布袋　二
○同領第一六四号（同）布袋　二
○同領第一六五号（同）布袋　二
○同領第一六六号（同）布袋　二
○同領第一六七号（同）布袋　二
○同領第一六八号（同）布袋　二
○同領第一六九号（同）布袋　二
○同領第一七〇号（同）布袋　二
○同領第一七一号（同）布袋　二
○同領第一七二号（同）布袋　二
○同領第一七三号（同）布袋　二
○同領第一七四号（同）布袋　二
○同領第一七五号（同）布袋　二
○同領第一七六号（同）布袋　二
○同領第一七七号（同）布袋　二
○同領第一七八号（同）布袋　二
○同領第一七九号（同）布袋　二
○同領第一八〇号（同）布袋　二
○同領第一八一号（同）布袋　二
○同領第一八二号（同）布袋　二
○同領第一八三号（同）布袋　二
○同領第一八四号（同）布袋　二
○同領第一八五号（同）布袋　二
○同領第一八六号（同）布袋　二
○同領第一八七号（同）布袋　二
○同領第一八八号（同）布袋　二
○同領第一八九号（同）布袋　二
○同領第一九〇号（同）布袋　二
○同領第一九一号（同）布袋　二
○同領第一九二号（同）布袋　二
○同領第一九三号（同）布袋　二
○同領第一九四号（同）布袋　二
○同領第一九五号（同）布袋　二
○同領第一九六号（同）布袋　二
○同領第一九七号（同）布袋　二
○同領第一九八号（同）布袋　二
○同領第一九九号（同）布袋　二
○同領第二〇〇号（同）布袋　二
○同領第二〇一号（同）布袋　二
○同領第二〇二号（同）布袋　二
○同領第二〇三号（同）布袋　二
○同領第二〇四号（同）布袋　二
○同領第二〇五号（同）布袋　二
○同領第二〇六号（同）布袋　二
○同領第二〇七号（同）布袋　二
○同領第二〇八号（同）布袋　二
○同領第二〇九号（同）布袋　二
○同領第二一〇号（同）布袋　二
○同領第二一一号（同）布袋　二
○同領第二一二号（同）布袋　二
○同領第二一三号（同）布袋　二
○同領第二一四号（同）布袋　二
○同領第二一五号（同）布袋　二
○同領第二一六号（同）布袋　二
○同領第二一七号（同）布袋　二
○同領第二一八号（同）布袋　二
○同領第二一九号（同）布袋　二
○同領第二二〇号（同）布袋　二
○同領第二二一号（同）布袋　二
○同領第二二二号（同）布袋　二
○同領第二二三号（同）布袋　二
○同領第二二四号（同）布袋　二
○同領第二二五号（同）布袋　二
○同領第二二六号（同）布袋　二
○同領第二二七号（同）布袋　二
○同領第二二八号（同）布袋　二
○同領第二二九号（同）布袋　二
○同領第二三〇号（同）布袋　二
○同領第二三一号（同）布袋　二
○同領第二三二号（同）布袋　二
○同領第二三三号（同）布袋　二
○同領第二三四号（同）布袋　二
○同領第二三五号（同）布袋　二
○同領第二三六号（同）布袋　二
○同領第二三七号（同）布袋　二
○同領第二三八号（同）布袋　二
○同領第二三九号（同）布袋　二
○同領第二四〇号（同）布袋　二
○同領第二四一号（同）布袋　二
○同領第二四二号（同）布袋　二
○同領第二四三号（同）布袋　二
○同領第二四四号（同）布袋　二
○同領第二四五号（同）布袋　二
○同領第二四六号（同）布袋　二
○同領第二四七号（同）布袋　二
○同領第二四八号（同）布袋　二
○同領第二四九号（同）布袋　二
○同領第二五〇号（同）布袋　二
○同領第二五一号（同）布袋　二
○同領第二五二号（同）布袋　二
○同領第二五三号（同）布袋　二
○同領第二五四号（同）布袋　二
○同領第二五五号（同）布袋　二
○同領第二五六号（同）布袋　二
○同領第二五七号（同）布袋　二
○同領第二五八号（同）布袋　二
○同領第二五九号（同）布袋　二
○同領第二六〇号（同）布袋　二
○同領第二六一号（同）布袋　二
○同領第二六二号（同）布袋　二
○同領第二六三号（同）布袋　二
○同領第二六四号（同）布袋　二
○同領第二六五号（同）布袋　二
○同領第二六六号（同）布袋　二
○同領第二六七号（同）布袋　二
○同領第二六八号（同）布袋　二
○同領第二六九号（同）布袋　二
○同領第二七〇号（同）布袋　二
○同領第二七一号（同）布袋　二
○同領第二七二号（同）布袋　二
○同領第二七三号（同）布袋　二
○同領第二七四号（同）布袋　二
○同領第二七五号（同）布袋　二
○同領第二七六号（同）布袋　二
○同領第二七七号（同）布袋　二
○同領第二七八号（同）布袋　二
○同領第二七九号（同）布袋　二
○同領第二八〇号（同）布袋　二
○同領第二八一号（同）布袋　二
○同領第二八二号（同）布袋　二
○同領第二八三号（同）布袋　二
○同領第二八四号（同）布袋　二
○同領第二八五号（同）布袋　二
○同領第二八六号（同）布袋　二
○同領第二八七号（同）布袋　二
○同領第二八八号（同）布袋　二
○同領第二八九号（同）布袋　二
○同領第二九〇号（同）布袋　二
○同領第二九一号（同）布袋　二
○同領第二九二号（同）布袋　二
○同領第二九三号（同）布袋　二
○同領第二九四号（同）布袋　二
○同領第二九五号（同）布袋　二
○同領第二九六号（同）布袋　二
○同領第二九七号（同）布袋　二
○同領第二九八号（同）布袋　二
○同領第二九九号（同）布袋　二
○同領第三〇〇号（同）布袋　二
○同領第三〇一号（同）布袋　二
○同領第三〇二号（同）布袋　二
○同領第三〇三号（同）布袋　二
○同領第三〇四号（同）布袋　二
○同領第三〇五号（同）布袋　二
○同領第三〇六号（同）布袋　二
○同領第三〇七号（同）布袋　二
○同領第三〇八号（同）布袋　二
○同領第三〇九号（同）布袋　二
○同領第三一〇号（同）布袋　二
○同領第三一一号（同）布袋　二
○同領第三一二号（同）布袋　二
○同領第三一三号（同）布袋　二
○同領第三一四号（同）布袋　二
○同領第三一五号（同）布袋　二
○同領第三一六号（同）布袋　二
○同領第三一七号（同）布袋　二
○同領第三一八号（同）布袋　二
○同領第三一九号（同）布袋　二
○同領第三二〇号（同）布袋　二
○同領第三二一号（同）布袋　二
○同領第三二二号（同）布袋　二
○同領第三二三号（同）布袋　二
○同領第三二四号（同）布袋　二
○同領第三二五号（同）布袋　二
○同領第三二六号（同）布袋　二
○同領第三二七号（同）布袋　二
○同領第三二八号（同）布袋　二
○同領第三二九号（同）布袋　二
○同領第三三〇号（同）布袋　二
○同領第三三一号（同）布袋　二
○同領第三三二号（同）布袋　二
○同領第三三三号（同）布袋　二
○同領第三三四号（同）布袋　二
○同領第三三五号（同）布袋　二
○同領第三三六号（同）布袋　二
○同領第三三七号（同）布袋　二
○同領第三三八号（同）布袋　二
○同領第三三九号（同）布袋　二
○同領第三四〇号（同）布袋　二
○同領第三四一号（同）布袋　二
○同領第三四二号（同）布袋　二
○同領第三四三号（同）布袋　二
○同領第三四四号（同）布袋　二
○同領第三四五号（同）布袋　二
○同領第三四六号（同）布袋　二
○同領第三四七号（同）布袋　二
○同領第三四八号（同）布袋　二
○同領第三四九号（同）布袋　二
○同領第三五〇号（同）布袋　二
○同領第三五一号（同）布袋　二
○同領第三五二号（同）布袋　二
○同領第三五三号（同）布袋　二
○同領第三五四号（同）布袋　二
○同領第三五五号（同）布袋　二
○同領第三五六号（同）布袋　二
○同領第三五七号（同）布袋　二
○同領第三五八号（同）布袋　二
○同領第三五九号（同）布袋　二
○同領第三六〇号（同）布袋　二
○同領第三六一号（同）布袋　二
○同領第三六二号（同）布袋　二
○同領第三六三号（同）布袋　二
○同領第三六四号（同）布袋　二
○同領第三六五号（同）布袋　二
○同領第三六六号（同）布袋　二
○同領第三六七号（同）布袋　二
○同領第三六八号（同）布袋　二
○同領第三六九号（同）布袋　二
○同領第三七〇号（同）布袋　二
○同領第三七一号（同）布袋　二
○同領第三七二号（同）布袋　二
○同領第三七三号（同）布袋　二
○同領第三七四号（同）布袋　二
○同領第三七五号（同）布袋　二
○同領第三七六号（同）布袋　二
○同領第三七七号（同）布袋　二
○同領第三七八号（同）布袋　二
○同領第三七九号（同）布袋　二
○同領第三八〇号（同）布袋　二
○同領第三八一号（同）布袋　二
○同領第三八二号（同）布袋　二
○同領第三八三号（同）布袋　二
○同領第三八四号（同）布袋　二
○同領第三八五号（同）布袋　二
○同領第三八六号（同）布袋　二
○同領第三八七号（同）布袋　二
○同領第三八八号（同）布袋　二
○同領第三八九号（同）布袋　二
○同領第三九〇号（同）布袋　二
○同領第三九一号（同）布袋　二
○同領第三九二号（同）布袋　二
○同領第三九三号（同）布袋　二
○同領第三九四号（同）布袋　二
○同領第三九五号（同）布袋　二
○同領第三九六号（同）布袋　二
○同領第三九七号（同）布袋　二
○同領第三九八号（同）布袋　二
○同領第三九九号（同）布袋　二
○同領第四〇〇号（同）布袋　二
○同領第四〇一号（同）布袋　二
○同領第四〇二号（同）布袋　二
○同領第四〇三号（同）布袋　二
○同領第四〇四号（同）布袋　二
○同領第四〇五号（同）布袋　二
○同領第四〇六号（同）布袋　二
○同領第四〇七号（同）布袋　二
○同領第四〇八号（同）布袋　二
○同領第四〇九号（同）布袋　二
○同領第四一〇号（同）布袋　二
○同領第四一一号（同）布袋　二
○同領第四一二号（同）布袋　二
○同領第四一三号（同）布袋　二
○同領第四一四号（同）布袋　二
○同領第四一五号（同）布袋　二
○同領第四一六号（同）布袋　二
○同領第四一七号（同）布袋　二
○同領第四一八号（同）布袋　二
○同領第四一九号（同）布袋　二
○同領第四二〇号（同）布袋　二
○同領第四二一号（同）布袋　二
○同領第四二二号（同）布袋　二
○同領第四二三号（同）布袋　二
○同領第四二四号（同）布袋　二
○同領第四二五号（同）布袋　二
○同領第四二六号（同）布袋　二
○同領第四二七号（同）布袋　二
○同領第四二八号（同）布袋　二
○同領第四二九号（同）布袋　二
○同領第四三〇号（同）布袋　二
○同領第四三一号（同）布袋　二
○同領第四三二号（同）布袋　二
○同領第四三三号（同）布袋　二
○同領第四三四号（同）布袋　二
○同領第四三五号（同）布袋　二
○同領第四三六号（同）布袋　二
○同領第四三七号（同）布袋　二
○同領第四三八号（同）布袋　二
○同領第四三九号（同）布袋　二
○同領第四四〇号（同）布袋　二
○同領第四四一号（同）布袋　二
○同領第四四二号（同）布袋　二
○同領第四四三号（同）布袋　二
○同領第四四四号（同）布袋　二
○同領第四四五号（同）布袋　二
○同領第四四六号（同）布袋　二
○同領第四四七号（同）布袋　二
○同領第四四八号（同）布袋　二
○同領第四四九号（同）布袋　二
○同領第四五〇号（同）布袋　二
○同領第四五一号（同）布袋　二
○同領第四五二号（同）布袋　二
○同領第四五三号（同）布袋　二
○同領第四五四号（同）布袋　二
○同領第四五五号（同）布袋　二
○同領第四五六号（同）布袋　二
○同領第四五七号（同）布袋　二
○同領第四五八号（同）布袋　二
○同領第四五九号（同）布袋　二
○同領第四六〇号（同）布袋　二
○同領第四六一号（同）布袋　二
○同領第四六二号（同）布袋　二
○同領第四六三号（同）布袋　二
○同領第四六四号（同）布袋　二
○同領第四六五号（同）布袋　二
○同領第四六六号（同）布袋　二
○同領第四六七号（同）布袋　二
○同領第四六八号（同）布袋　二
○同領第四六九号（同）布袋　二
○同領第四七〇号（同）布袋　二
○同領第四七一号（同）布袋　二
○同領第四七二号（同）布袋　二
○同領第四七三号（同）布袋　二
○同領第四七四号（同）布袋　二
○同領第四七五号（同）布袋　二
○同領第四七六号（同）布袋　二
○同領第四七七号（同）布袋　二
○同領第四七八号（同）布袋　二
○同領第四七九号（同）布袋　二
○同領第四八〇号（同）布袋　二
○同領第四八一号（同）布袋　二
○同領第四八二号（同）布袋　二
○同領第四八三号（同）布袋　二
○同領第四八四号（同）布袋　二
○同領第四八五号（同）布袋　二
○同領第四八六号（同）布袋　二
○同領第四八七号（同）布袋　二
○同領第四八八号（同）布袋　二
○同領第四八九号（同）布袋　二
○同領第四九〇号（同）布袋　二
○同領第四九一号（同）布袋　二
○同領第四九二号（同）布袋　二
○同領第四九三号（同）布袋　二
○同領第四九四号（同）布袋　二
○同領第四九五号（同）布袋　二
○同領第四九六号（同）布袋　二
○同領第四九七号（同）布袋　二
○同領第四九八号（同）布袋　二
○同領第四九九号（同）布袋　二
○同領第五〇〇号（同）布袋　二
○同領第五〇一号（同）布袋　二
○同領第五〇二号（同）布袋　二
○同領第五〇三号（同）布袋　二
○同領第五〇四号（同）布袋　二
○同領第五〇五号（同）布袋　二
○同領第五〇六号（同）布袋　二
○同領第五〇七号（同）布袋　二
○同領第五〇八号（同）布袋　二
○同領第五〇九号（同）布袋　二
○同領第五〇一号（同）布袋　二
○同領第五〇二号（同）布袋　二
○同領第五〇三号（同）布袋　二
○同領第五〇四号（同）布袋　二
○同領第五〇五号（同）布袋　二
○同領第五〇六号（同）布袋　二
○同領第五〇七号（同）布袋　二
○同領第五〇八号（同）布袋　二
○同領第五〇九号（同）布袋　二
○同領第五一〇号（同）布袋　二
○同領第五一一号（同）布袋　二
○同領第五一二号（同）布袋　二
○同領第五一三号（同）布袋　二
○同領第五一四号（同）布袋　二
○同領第五一五号（同）布袋　二
○同領第五一六号（同）布袋　二
○同領第五一七号（同）布袋　二
○同領第五一八号（同）布袋　二
○同領第五一九号（同）布袋　二
○同領第五二〇号（同）布袋　二
○同領第五二一号（同）布袋　二
○同領第五二二号（同）布袋　二
○同領第五二三号（同）布袋　二
○同領第五二四号（同）布袋　二
○同領第五二五号（同）布袋　二
○同領第五二六号（同）布袋　二
○同領第五二七号（同）布袋　二
○同領第五二八号（同）布袋　二
○同領第五二九号（同）布袋　二
○同領第五三〇号（同）布袋　二
○同領第五三一号（同）布袋　二
○同領第五三二号（同）布袋　二
○同領第五三三号（同）布袋　二
○同領第五三四号（同）布袋　二
○同領第五三五号（同）布袋　二
○同領第五三六号（同）布袋　二
○同領第五三七号（同）布袋　二
○同領第五三八号（同）布袋　二
○同領第五三九号（同）布袋　二
○同領第五四〇号（同）布袋　二
○同領第五四一号（同）布袋　二
○同領第五四二号（同）布袋　二
○同領第五四三号（同）布袋　二
○同領第五四四号（同）布袋　二
○同領第五四五号（同）布袋　二
○同領第五四六号（同）布袋　二
○同領第五四七号（同）布袋　二
○同領第五四八号（同）布袋　二
○同領第五四九号（同）布袋　二
○同領第五五〇号（同）布袋　二
○同領第五五一号（同）布袋　二
○同領第五五二号（同）布袋　二
○同領第五五三号（同）布袋　二
○同領第五五四号（同）布袋　二
○同領第五五五号（同）布袋　二
○同領第五五六号（同）布袋　二
○同領第五五七号（同）布袋　二
○同領第五五八号（同）布袋　二
○同領第五五九号（同）布袋　二
○同領第五六〇号（同）布袋　二
○同領第五六一号（同）布袋　二
○同領第五六二号（同）布袋　二
○同領第五六三号（同）布袋　二
○同領第五六四号（同）布袋　二
○同領第五六五号（同）布袋　二
○同領第五六六号（同）布袋　二
○同領第五六七号（同）布袋　二
○同領第五六八号（同）布袋　二
○同領第五六九号（同）布袋　二
○同領第五七〇号（同）布袋　二
○同領第五七一号（同）布袋　二
○同領第五七二号（同）布袋　二
○同領第五七三号（同）布袋　二
○同領第五七四号（同）布袋　二
○同領第五七五号（同）布袋　二
○同領第五七六号（同）布袋　二
○同領第五七七号（同）布袋　二
○同領第五七八号（同）布袋　二
○同領第五七九号（同）布袋　二
○同領第五八〇号（同）布袋　二
○同領第五八一号（同）布袋　二
○同領第五八二号（同）布袋　二
○同領第五八三号（同）布袋　二
○同領第五八四号（同）布袋　二
○同領第五八五号（同）布袋　二
○同領第五八六号（同）布袋　二
○同領第五八七号（同）布袋　二
○同領第五八八号（同）布袋　二
○同領第五八九号（同）布袋　二
○同領第五九〇号（同）布袋　二
○同領第五九一号（同）布袋　二
○同領第五九二号（同）布袋　二
○同領第五九三号（同）布袋　二
○同領第五九四号（同）布袋　二
○同領第五九五号（同）布袋　二
○同領第五九六号（同）布袋　二
○同領第五九七号（同）布袋　二
○同領第五九八号（同）布袋　二
○同領第五九九号（同）布袋　二
○同領第六〇〇号（同）布袋　二
○同領第六〇一号（同）布袋　二
○同領第六〇二号（同）布袋　二
○同領第六〇三号（同）布袋　二
○同領第六〇四号（同）布袋　二
○同領第六〇五号（同）布袋　二
○同領第六〇六号（同）布袋　二
○同領第六〇七号（同）布袋　二
○同領第六〇八号（同）布袋　二
○同領第六〇九号（同）布袋　二
○同領第六一〇号（同）布袋　二
○同領第六一一号（同）布袋　二
○同領第六一二号（同）布袋　二
○同領第六一三号（同）布袋　二
○同領第六一四号（同）布袋　二
○同領第六一五号（同）布袋　二
○同領第六一六号（同）布袋　二
○同領第六一七号（同）布袋　二
○同領第六一八号（同）布袋　二
○同領第六一九号（同）布袋　二
○同領第六二〇号（同）布袋　二
○同領第六二一号（同）布袋　二
○同領第六二二号（同）布袋　二
○同領第六二三号（同）布袋　二
○同領第六二四号（同）布袋　二
○同領第六二五号（同）布袋　二
○同領第六二六号（同）布袋　二
○同領第六二七号（同）布袋　二
○同領第六二八号（同）布袋　二
○同領第六二九号（同）布袋　二
○同領第六三〇号（同）布袋　二
○同領第六三一号（同）布袋　二
○同領第六三二号（同）布袋　二
○同領第六三三号（同）布袋　二
○同領第六三四号（同）布袋　二
○同領第六三五号（同）布袋　二
○同領第六三六号（同）布袋　二
○同領第六三七号（同）布袋　二
○同領第六三八号（同）布袋　二
○同領第六三九号（同）布袋　二
○同領第六四〇号（同）布袋　二
○同領第六四一号（同）布袋　二
○同領第六四二号（同）布袋　二
○同領第六四三号（同）布袋　二
○同領第六四四号（同）布袋　二
○同領第六四五号（同）布袋　二
○同領第六四六号（同）布袋　二
○同領第六四七号（同）布袋　二
○同領第六四八号（同）布袋　二
○同領第六四九号（同）布袋　二
○同領第六五〇号（同）布袋　二
○同領第六五一号（同）布袋　二
○同領第六五二号（同）布袋　二
○同領第六五三号（同）布袋　二
○同領第六五四号（同）布袋　二
○同領第六五五号（同）布袋　二
○同領第六五六号（同）布袋　二
○同領第六五七号（同）布袋　二
○同領第六五八号（同）布袋　二
○同領第六五九号（同）布袋　二
○同領第六六〇号（同）布袋　二
○同領第六六一号（同）布袋　二
○同領第六六二号（同）布袋　二
○同領第六六三号（同）布袋　二
○同領第六六四号（同）布袋　二
○同領第六六五号（同）布袋　二
○同領第六六六号（同）布袋　二
○同領第六六七号（同）布袋　二
○同領第六六八号（同）布袋　二
○同領第六六九号（同）布袋　二
○同領第六七〇号（同）布袋　二
○同領第六七一号（同）布袋　二
○同領第六七二号（同）布袋　二
○同領第六七三号（同）布袋　二
○同領第六七四号（同）布袋　二
○同領第六七五号（同）布袋　二
○同領第六七六号（同）布袋　二
○同領第六七七号（同）布袋　二
○同領第六七八号（同）布袋　二
○同領第六七九号（同）布袋　二
○同領第六八〇号（同）布袋　二
○同領第六八一号（同）布袋　二
○同領第六八二号（同）布袋　二
○同領第六八三号（同）布袋　二
○同領第六八四号（同）布袋　二
○同領第六八五号（同）布袋　二
○同領第六八六号（同）布袋　二
○同領第六八七号（同）布袋　二
○同領第六八八号（同）布袋　二
○同領第六八九号（同）布袋　二
○同領第六九〇号（同）布袋　二
○同領第六九一号（同）布袋　二
○同領第六九二号（同）布袋　二
○同領第六九三号（同）布袋　二
○同領第六九四号（同）布袋　二
○同領第六九五号（同）布袋　二
○同領第六九六号（同）布袋　二
○同領第六九七号（同）布袋　二
○同領第六九八号（同）布袋　二
○同領第六九九号（同）布袋　二
○同領第七〇〇号（同）布袋　二
○同領第七〇一号（同）布袋　二
○同領第七〇二号（同）布袋　二
○同領第七〇三号（同）布袋　二
○同領第七〇四号（同）布袋　二
○同領第七〇五号（同）布袋　二
○同領第七〇六号（同）布袋　二
○同領第七〇七号（同）布袋　二
○同領第七〇八号（同）布袋　二
○同領第七〇九号（同）布袋　二
○同領第七一〇号（同）布袋　二
○同領第七一一号（同）布袋　二
○同領第七一二号（同）布袋　二
○同領第七一三号（同）布袋　二
○同領第七一四号（同）布袋　二
○同領第七一五号（同）布袋　二
○同領第七一六号（同）布袋　二
○同領第七一七号（同）布袋　二
○同領第七一八号（同）布袋　二
○同領第七一九号（同）布袋　二
○同領第七二〇号（同）布袋　二
○同領第七二一号（同）布袋　二
○同領第七二二号（同）布袋　二
○同領第七二三号（同）布袋　二
○同領第七二四号（同）布袋　二
○同領第七二五号（同）布袋　二
○同領第七二六号（同）布袋　二
○同領第七二七号（同）布袋　二
○同領第七二八号（同）布袋　二
○同領第七二九号（同）布袋　二
○同領第七三〇号（同）布袋　二
○同領第七三一号（同）布袋　二
○同領第七三二号（同）布袋　二
○同領第七三三号（同）布袋　二
○同領第七三四号（同）布袋　二
○同領第七三五号（同）布袋　二
○同領第七三六号（同）布袋　二
○同領第七三七号（同）布袋　二
○同領第七三八号（同）布袋　二
○同領第七三九号（同）布袋　二
○同領第七四〇号（同）布袋　二
○同領第七四一号（同）布袋　二
○同領第七四二号（同）布袋　二
○同領第七四三号（同）布袋　二
○同領第七四四号（同）布袋　二
○同領第七四五号（同）布袋　二
○同領第七四六号（同）布袋　二
○同領第七四七号（同）布袋　二
○同領第七四八号（同）布袋　二
○同領第七四九号（同）布袋　二
○同領第七五〇号（同）布袋　二
○同領第七五一号（同）布袋　二
○同領第七五二号（同）布袋　二
○同領第七五三号（同）布袋　二
○同領第七五四号（同）布袋　二
○同領第七五五号（同）布袋　二
○同領第七五六号（同）布袋　二
○同領第七五七号（同）布袋　二
○同領第七五八号（同）布袋　二
○同領第七五九号（同）布袋　二
○同領第七六〇号（同）布袋　二
○同領第七六一号（同）布袋　二
○同領第七六二号（同）布袋　二
○同領第七六三号（同）布袋　二
○同領第七六四号（同）布袋　二
○同領第七六五号（同）布袋　二
○同領第七六六号（同）布袋　二
○同領第七六七号（同）布袋　二
○同領第七六八号（同）布袋　二
○同領第七六九号（同）布袋　二
○同領第七七〇号（同）布袋　二
○同領第七七一号（同）布袋　二
○同領第七七二号（同）布袋　二
○同領第七七三号（同）布袋　二
○同領第七七四号（同）布袋　二
○同領第七七五号（同）布袋　二
○同領第七七六号（同）布袋　二
○同領第七七七号（同）布袋　二
○同領第七七八号（同）布袋　二
○同領第七七九号（同）布袋　二
○同領第七八〇号（同）布袋　二
○同領第七八一号（同）布袋　二
○同領第七八二号（同）布袋　二
○同領第七八三号（同）布袋　二
○同領第七八四号（同）布袋　二
○同領第七八五号（同）布袋　二
○同領第七八六号（同）布袋　二
○同領第七八七号（同）布袋　二
○同領第七八八号（同）布袋　二
○同領第七八九号（同）布袋　二
○同領第七九〇号（同）布袋　二
○同領第七九一号（同）布袋　二
○同領第七九二号（同）布袋　二
○同領第七九三号（同）布袋　二
○同領第七九四号（同）布袋　二
○同領第七九五号（同）布袋　二
○同領第七九六号（同）布袋　二
○同領第七九七号（同）布袋　二
○同領第七九八号（同）布袋　二
○同領第七九九号（同）布袋　二
○同領第八〇〇号（同）布袋　二
○同領第八〇一号（同）布袋　二
○同領第八〇二号（同）布袋　二
○同領第八〇三号（同）布袋　二
○同領第八〇四号（同）布袋　二
○同領第八〇五号（同）布袋　二
○同領第八〇六号（同）布袋　二
○同領第八〇七号（同）布袋　二
○同領第八〇八号（同）布袋　二
○同領第八〇九号（同）布袋　二
○同領第八一〇号（同）布袋　二
○同領第八一一号（同）布袋　二
○同領第八一二号（同）布袋　二
○同領第八一三号（同）布袋　二
○同領第八一四号（同）布袋　二
○同領第八一五号（同）布袋　二
○同領第八一六号（同）布袋　二
○同領第八一七号（同）布袋　二
○同領第八一八号（同）布袋　二
○同領第八一九号（同）布袋　二
○同領第八二〇号（同）布袋　二
○同領第八二一号（同）布袋　二
○同領第八二二号（同）布袋　二
○同領第八二三号（同）布袋　二
○同領第八二四号（同）布袋　二
○同領第八二五号（同）布袋　二
○同領第八二六号（同）布袋　二
○同領第八二七号（同）布袋　二
○同領第八二八号（同）布袋　二
○同領第八二九号（同）布袋　二
○同領第八三〇号（同）布袋　二
○同領第八三一号（同）布袋　二
○同領第八三二号（同）布袋　二
○同領第八三三号（同）布袋　二
○同領第八三四号（同）布袋　二
○同領第八三五号（同）布袋　二
○同領第八三六号（同）布袋　二
○同領第八三七号（同）布袋　二
○同領第八三八号（同）布袋　二
○同領第八三九号（同）布袋　二
○同領第八四〇号（同）布袋　二
○同領第八四一号（同）布袋　二
○同領第八四二号（同）布袋　二
○同領第八四三号（同）布袋　二
○同領第八四四号（同）布袋　二
○同領第八四五号（同）布袋　二
○同領第八四六号（同）布袋　二
○同領第八四七号（同）布袋　二
○同領第八四八号（同）布袋　二
○同領第八四九号（同）布袋　二
○同領第八五〇号（同）布袋　二
○同領第八五一号（同）布袋　二
○同領第八五二号（同）布袋　二
○同領第八五三号（同）布袋　二
○同領第八五四号（同）布袋　二
○同領第八五五号（同）布袋　二
○同領第八五六号（同）布袋　二
○同領第八五七号（同）布袋　二
○同領第八五八号（同）布袋　二
○同領第八五九号（同）布袋　二
○同領第八六〇号（同）布袋　二
○同領第八六一号（同）布袋　二
○同領第八六二号（同）布袋　二
○同領第八六三号（同）布袋　二
○同領第八六四号（同）布袋　二
○同領第八六五号（同）布袋　二
○同領第八六六号（同）布袋　二
○同領第八六七号（同）布袋　二
○同領第八六八号（同）布袋　二
○同領第八六九号（同）布袋　二
○同領第八七〇号（同）布袋　二
○同領第八七一号（同）布袋　二
○同領第八七二号（同）布袋　二
○同領第八七三号（同）布袋　二
○同領第八七四号（同）布袋　二
○同領第八七五号（同）布袋　二
○同領第八七六号（同）布袋　二
○同領第八七七号（同）布袋　二
○同領第八七八号（同）布袋　二
○同領第八七九号（同）布袋　二
○同領第八八〇号（同）布袋　二
○同領第八八一号（同）布袋　二
○同領第八八二号（同）布袋　二
○同領第八八三号（同）布袋　二
○同領第八八四号（同）布袋　二
○同領第八八五号（同）布袋　二
○同領第八八六号（同）布袋　二
○同領第八八七号（同）布袋　二
○同領第八八八号（同）布袋　二
○同領第八八九号（同）布袋　二
○同領第八九〇号（同）布袋　二
○同領第八九一号（同）布袋　二
○同領第八九二号（同）布袋　二
○同領第八九三号（同）布袋　二
○同領第八九四号（同）布袋　二
○同領第八九五号（同）布袋　二
○同領第八九六号（同）布袋　二
○同領第八九七号（同）布袋　二
○同領第八九八号（同）布袋　二
○同領第八九九号（同）布袋　二
○同領第九〇〇号（同）布袋　二
○同領第九〇一号（同）布袋　二
○同領第九〇二号（同）布袋　二
○同領第九〇三号（同）布袋　二
○同領第九〇四号（同）布袋　二
○同領第九〇五号（同）布袋　二
○同領第九〇六号（同）布袋　二
○同領第九〇七号（同）布袋　二
○同領第九〇八号（同）布袋　二
○同領第九〇九号（同）布袋　二
○同領第九一〇号（同）布袋　二
○同領第九一一号（同）布袋　二
○同領第九一二号（同）布袋　二
○同領第九一三号（同）布

昭27.4.8. 第7574号

振出人　東京都千代田区一番町十五番地、日本化薬株式会社専務取締役飯森塩男
宛名人　渋谷産業株式会社
裏書人　小倉市日明月見町三丁目、渋谷産業株式会社社長渋谷政光
同　小倉市日明月見町三丁目、渋谷政光
所持人　小倉市大字窪町一番地、小倉市信用金庫理事長船津定蔵

●昭和二十七年(〇)第一〇六号
北海道札幌市南十五條西六丁目
申立人　東亜育種株式会社
右代表取締役　木村　三郎
別紙表示の貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に貨物引換証を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
一証書第二九一〇号　目録
雑穀種子吹入　十箇六百瓩
運送品価格　一金四万円也
発行者　帯広市西一條南十二丁目七番地日本通運株式会社帯広支店支店長西村保
荷送人　帯広市西一條南十二丁目東亜育種株式会社
荷受人　東京都渋谷駅前東横デパート内北海道物産展事務局
作成地　北海道帯広市
到達地及取扱人　汐留日本通運株式会社汐留支店
発行年月日　昭和二十四年十二月十四日
裏書人　無し
最終の所持人　札幌市南十五條西六丁目東亜育種株式会社木村三郎

●昭和二十七年(〇)第一〇七号
東京都千代田区神田鍛冶町一の六
申立人　今越文喜知
右同所同番地　申立人　今越文喜知
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
朝日麦酒株式会社株式一百株
一株の額面金額　金五十円也全額払込
記号番号　A
発行年月日　昭和二十四年十一月一日
発行者　朝日麦酒株式会社
最終株主　山口梢

●昭和二十七年(〇)第一一〇号
東京都新宿区東五軒町四五
申立人　福田　耕作
別紙表示の割引興業債券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に割引興業債券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
第四十九号割引興業債券額面一万円券十枚
番号　自第二〇六〇番至第二〇六九番
発行者　株式会社日本興業銀行
所持人　福田耕作

●昭和二十七年(〇)第一一一号
東京都中央区日本橋本町一の一六
申立人　株式会社塚本商店
右代表取締役　塚本定右エ門
別紙表示の為替手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に為替手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
為替手形　二通
金額　(イ)百万円也　(ロ)百三万五千七百十円也
振出日　昭和二十六年十一月十二日
支払期日　(イ)昭和二十六年十二月二十日　(ロ)同二十七年一月十五日
引受年月日　昭和二十六年十一月十二日
振出人　株式会社塚本商店京都支店
受配人山口二一
受取人　株式会社塚本商店京都支店
支払人引受人　大和産業株式会社取締役社長小堀彌十郎
支払地　東京都
支払場所　滋賀銀行東京支店
振出地　京都市

●昭和二十七年(〇)第一一八号
東京都世田谷区上馬町一の四四二
申立人　西村　幸暗
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
十條製紙株式会社発行株式二百株券二枚
記号番号　甲に第二〇二〇五号、甲に第二〇二〇六号
額面　金五千円也（一枚に付）
払込金額　全額
発行年月日　昭和二十六年三月十日
最終株主名義人　馬島清子
最終所持人　西村幸暗

●昭和二十七年(〇)第一二〇号
大阪府布施市衣摺町一二三三
申立人　関西撚糸株式会社
右代表取締役　出口安次郎
右代理人弁護士　堀　博一
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
約束手形　二通
番号　(イ)第二二八号　(ロ)第二二九号
各額面　金五十万円也
振出日　昭和二十七年一月二十七日
支払期日　昭和二十七年三月二十八日
支払地　東京都中央区
振出人　東京都中央区築地五丁目一
振出地、築地魚市場株式会社社長阿部吉之助
名宛人及裏書人　神奈川県三浦郡三崎町六合三九一二番地　奥津政五郎

●昭和二十七年(〇)第一三二号
東京都世田谷区東玉川町一六七金原善一方
申立人　富田登美子
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和三十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
日本海洋漁業統制株式会社株式一百株
一株の額面金額　五十円
株券の種類及枚数　十株券十枚
記号番号　乙自一四五四七至一四五五六
最終名義人　川北勝蔵
大日本機械工業株式会社株式五十株
一株の額面金額　五十円
株券の種類及枚数　五十株券一枚
記号番号　ち三九九
最終名義人　菅沼重三郎
鐘淵紡績株式会社株式六十株
一株の額面金額　五十円
株券の種類及枚数　十株券一枚、五十株券一枚、十株券乙四七九二三、五
記号番号　十株券は一七九一四
最終名義人　菅沼重三郎
以上何れも最終所持人　富田登美子

●昭和二十七年(〇)第一三五号
甲府市春日町二五
申立人　第一証券株式会社
右代表取締役　小川　三郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
第四十九号割引興業債券額面一万円券十枚
番号　自第二〇六〇番至第二〇六九番
発行者　株式会社日本興業銀行
所持人　福田耕作

●昭和二十七年(〇)第一一一号
東京都中央区日本橋本町一の一六
申立人　株式会社塚本商店
右代表取締役　塚本定右エ門
別紙表示の為替手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に為替手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
為替手形　二通
金額　(イ)百万円也　(ロ)百三万五千七百十円也
振出日　昭和二十六年十一月十二日
支払期日　(イ)昭和二十六年十二月二十日　(ロ)同二十七年一月十五日
引受年月日　昭和二十六年十一月十二日
振出人　株式会社塚本商店京都支店
受配人山口二一
受取人　株式会社塚本商店京都支店
支払人引受人　大和産業株式会社取締役社長小堀彌十郎
支払地　東京都
支払場所　滋賀銀行東京支店
振出地　京都市

●昭和二十七年(〇)第一一八号
東京都世田谷区上馬町一の四四二
申立人　西村　幸暗
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
一証書第二九一〇号　貨物引換証
雑穀種子吹入　十箇六百瓩
運送品価格　一金四万円也
発行者　帯広市西一條南十二丁目七番地日本通運株式会社帯広支店支店長西村保
荷送人　帯広市西一條南十二丁目東亜育種株式会社
荷受人　東京都渋谷駅前東横デパート内北海道物産展事務局
作成地　北海道帯広市
到達地及取扱人　汐留日本通運株式会社汐留支店
発行年月日　昭和二十四年十二月十四日
裏書人　無し
最終の所持人　札幌市南十五條西六丁目東亜育種株式会社木村三郎

●昭和二十七年(〇)第一〇七号
東京都千代田区神田鍛冶町一の六
申立人　今越文喜知
右同所同番地　申立人　今越文喜知
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
朝日麦酒株式会社株式一百株
一株の額面金額　金五十円也全額払込
記号番号　A
発行年月日　昭和二十四年十一月一日
発行者　朝日麦酒株式会社
最終株主　山口梢

●昭和二十七年(〇)第一一〇号
東京都新宿区東五軒町四五
申立人　福田　耕作
別紙表示の割引興業債券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に割引興業債券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

●昭和二十七年(〇)第一四一号
東京都江東区大島町六の六六五
申立人　岡本硝子株式会社
右代表者代表取締役　岡本一太郎
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
一約束手形　一通
金額　金九万二千円也
支払期日　昭和二十七年四月二十一日
支払場所　大阪銀行麹町支店
振出人　東京都新宿区市ケ谷柳町十番地、有限会社小沢電機商会取締役社長小沢実佐男
受取人兼裏書人　東京都中央区浜町二丁目六十九番地、村田硝子営業所村田秀太郎
所持人　東京都江東区大島町六丁目六百六十五番地、岡本硝子株式会社

●昭和二十七年(〇)第一四四号
山口県玖珂郡柴根村大字南桑
申立人　藤永　佳子
右代理人　林　正道
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
一券種別枚数　株券目録
記号番号　ほ丁第六八六三号、へ丁第二〇五七六号、ほ丁第六八六三号、へ丁第二〇五七七号
株券額面　五千円也
株券発行会社　大東紡織株式会社
最終名義人　藤永佳子

●昭和二十七年(〇)第一四五号
東京都千代田区霞ケ関二の二林野庁内
申立人　居関　謙治
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
一小切手　一枚
番号　一九九二号
金額　二万七千六百七十円也
振出日　昭和二十七年二月六日
振出人　国有林野事業特別会計支出官横川信夫
受取人　北村きせ
支払人　日本銀行
最終所持人　居関謙治

●昭和二十七年(〇)第一五七号
福島県平市一の二四
申立人　友部　弘勇
右代理人弁護士　槙谷　寿秋
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）
株券目録
山下汽船株式会社株式二百株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　百株五千円券二枚
記号番号　B一三五九三、B七三六四
最終名義人　星野昌嗣
最終所持人　友部弘勇
株式会社日立製作所株式五百株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　百株五千円券五枚
記号番号　自5甲一八四八六九至同一八四八七三
発行年月日　昭和二十四年十二月一日

（別紙）
目　録
第四十九号割引興業債券額面一万円券十枚
番号　自第二〇六〇番至第二〇六九番
発行者　株式会社日本興業銀行
所持人　福田耕作

●昭和二十七年(〇)第一一一号
東京都中央区日本橋本町一の一六
申立人　株式会社塚本商店
右代表取締役　塚本定右エ門
別紙表示の為替手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に為替手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
為替手形　二通
金額　(イ)百万円也　(ロ)百三万五千七百十円也
振出日　昭和二十六年十一月十二日
支払期日　(イ)昭和二十六年十二月二十日　(ロ)同二十七年一月十五日
引受年月日　昭和二十六年十一月十二日
振出人　株式会社塚本商店京都支店
受配人山口二一
受取人　株式会社塚本商店京都支店
支払人引受人　大和産業株式会社取締役社長小堀彌十郎
支払地　東京都
支払場所　滋賀銀行東京支店
振出地　京都市

●昭和二十七年(〇)第一一八号
東京都世田谷区上馬町一の四四二
申立人　西村　幸暗
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
目　録
一証書第二九一〇号　貨物引換証
雑穀種子吹入　十箇六百瓩
運送品価格　一金四万円也
発行者　帯広市西一條南十二丁目七番地日本通運株式会社帯広支店支店長西村保
荷送人　帯広市西一條南十二丁目東亜育種株式会社
荷受人　東京都渋谷駅前東横デパート内北海道物産展事務局
作成地　北海道帯広市
到達地及取扱人　汐留日本通運株式会社汐留支店
発行年月日　昭和二十四年十二月十四日
裏書人　無し
最終の所持人　札幌市南十五條西六丁目東亜育種株式会社木村三郎

●昭和二十七年(〇)第一〇七号
東京都千代田区神田鍛冶町一の六
申立人　今越文喜知
右同所同番地　申立人　今越文喜知
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

（別紙）
朝日麦酒株式会社株式一百株
一株の額面金額　金五十円也全額払込
記号番号　A
発行年月日　昭和二十四年十一月一日
発行者　朝日麦酒株式会社
最終株主　山口梢

●昭和二十七年(〇)第一一〇号
東京都新宿区東五軒町四五
申立人　福田　耕作
別紙表示の割引興業債券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に割引興業債券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十二日
東京簡易裁判所
裁判官　園部捨四郎

十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
大阪商船株式会社株式二百五十株
一株額面　金五十円全額払込済
額面及枚数　(イ)五千円(百株)券一枚
(ロ)二千五百円(五十株)券一枚
記号番号　(イ)C三二〇八七、C三二〇八八(ロ)2B三二一〇
最終名義人　堀精

●昭和二十七年(ヘ)第八八号
兵庫県川辺郡長尾村山本　申立人　三原　たね
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
千日土地株式会社百株券(額面五千円)二通
記号　六新戊第一六六九八号、ゑ第一六六九九号
一株の払込金額　金五十円
株券発行年月日　昭和二十五年二月一日
最終名義人　三原たね

●昭和二十七年(ヘ)第八九号
西宮市下大市五ケ山町七百十五番地の五十　申立人　高尾　長行
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　物件の目録
一　手形種類　約束手形
金額　十九万三千円也
振出人　株式会社中野本店取締役社長中野勇太郎
受取人　岩田金造
譲受人　高尾長行
支払人　株式会社中野本店取締役社長中野勇太郎
振出地　大阪市
振出日　昭和二十七年一月三十一日
支払場所　株式会社富士銀行船場支店
支払期日　昭和二十七年四月十五日

●昭和二十七年(ヘ)第九〇号
京都市中京区室町通六角下ル　鯉山町五二三番地　申立人　樋口　金蔵
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形
手形番号　第三四七号
金額　二十七万千六百二十三円七十五銭
支払期日　昭和二十七年三月二十六日
支払地及振出地　大阪市
支払場所　株式会社大阪銀行本店
振出日　昭和二十七年一月十二日
振出人　大阪市東区伏見五丁目、西村貿易株式会社取締役支配人竹内孝一

●昭和二十七年(ヘ)第九一号
受取人　優染色株式会社
裏書人　京都市中京区壬生椿町四十一番地、優染色株式会社代表取締役近藤伊三松
最終所持人　京都市中京区室町通六角下ル鯉山町五百二十三番地、樋口金蔵

●昭和二十七年(ヘ)第九二号
鳥取県東伯郡上北條村大字中江百三十四番地　申立人　本田　幸夫
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録
株式会社大阪造船所株式五十株
一株の額面金額　金五十円也全額払込
記号番号　ハ第六五九号
発行者　株式会社大阪造船所代表取締役南俊二
発行日　昭和十二年九月八日
最終株主　本田幸夫

●昭和二十七年(ヘ)第二号
岐阜県稲葉郡那加町日之出町二丁目　申立人　岩田　操
別紙目録に記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年三月七日
愛知中村簡易裁判所
裁判官　大橋淳太郎

（別紙）　目　録
一株券の種類　百名古屋鉄道株式会社株式
株券の数量　百株券六枚
一枚の株券額面　金五千円
一株の払込金額　金五十円（全額払込済）
記番号　9ほ第三九四号、同第三九五号、同第三九六号、同第三九七号、同第三九八号、同第三九九号
発行年月日　昭和二十六年二月一日
発行者　名古屋鉄道株式会社
最終の名義人　岩田操

●昭和二十七年(ヘ)第三号
三重県津市西町千二百八十八番地　申立人　青木　ます
別紙目録記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月二十日午前十時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。
昭和二十七年三月十三日
愛知中村簡易裁判所
裁判官　大橋淳太郎

（別紙）　目　録
名古屋鉄道株式会社株式五十株十株券五枚
記号番号　自甲は第七五五七号至甲は第七五六一号
発行人　名古屋鉄道株式会社
最終名義人　青木ます

●昭和二十七年(ヘ)第一号
帯広市大通南七丁目一番地　中西徳次郎商店
申立人　株式会社〆一　中西徳次郎
別紙表示の貨物引換証について前記申立人より公示催告の申立があつたので其の所持人は昭和二十七年十月三十一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその貨物引換証を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をしなければ其の証書の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月四日
帯広簡易裁判所
裁判官　三宅彌市

（別紙）　目　録
日本通運株式会社発行貨物引換証
作成番号　笹島第六三三一号
作成年月日　昭和二十五年十月十九日
着駅取扱店　日本通運株式会社帯広支店
荷送人住所氏名　名古屋市中村区東柳町二の一八、株式会社北村商店
荷受人住所氏名　帯広市大通南七丁目一番地、株式会社〆一中西徳次郎商店
品名荷姿箇数　食料瓶詰箱入一百箇
本証作成地　名古屋市
発送取扱駅名　笹島
発行者　日本通運株式会社笹島支店
支店長鈴木牛松

●昭和二十七年(ヘ)第四四号
三重県津市大字藤方一九九一野口始郎方　亡　片岡チエ家督相続人　申立人　片岡千鶴子
右法定代理人親権者　片岡　リヨ

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十一月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録
株式会社三越
三越旧株式一株券四枚(越八二一〇号、越八二一一号、ゑ七三六号、ゑ七三七九四号)、三越新株式一株券四枚(自ゆ五九九四号、至ゆ五九七七号)、三越新株式十株券八枚(自ゆ一五七七号至ゆ一五八四号)
発行人　株式会社三越
以上最終名義人　片岡チエ

●昭和二十七年(ヘ)第六三号
広島県佐伯郡平良村大字下平良二二九の四　申立人　藤井　洋一
右同所三五八　申立人　藤井カツエ
右同所大字上平良八八五　申立人　藤井　順三
右同所同番地　藤井春雄遺産相続人
右代理人　藤井　順三
右代理人　三浦　強一
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

（別紙）　株券目録
松竹株式会社発行株式総数六百五株
株券額面　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)五百円(ホ)五十円
一株の払込金額　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)金五十円
全額払込済
記号、番号　(イ)新乙三二七六六号、同五一〇号、同五一一号、同一一九九五六号、ロ同五八九八号、同五八九九号、同一九七号、ハ新乙自一一三七四号至一一三七六号、同一一三七三号、同自七八四五号至七八四七号(ホ)は甲自一一二

九六七七号至一二九七一号、ニ新甲自一一三〇号至一一三九号、新乙五五一〇号、五五一二号、五九九八号、一三二号、二八〇九号、四四二九号、同四五六四号、五六五九号、ロ乙二八一五号、三〇九九号、二九六六号、ほ乙七二六四号、七二六三号、七九〇五号(ハ)乙一三五号、四八五五号、新乙七一〇号、四二〇号、四一〇号、四〇九号、三〇一〇号、三九一八号、同四九一七号、ロ乙二一〇二号、二一〇三号、二八二五号、二八二六号、一六八四号、二一二二号(ニ)新乙二一一〇号、自三八四五号至三八四七号、九一三号、三〇七〇号、ニ新乙三六一八号、三八三七号、一一三七七号、ロ自三一五〇号至三一五一九号、自九三九号至九四〇号、七五九号、自九三九号至九四〇号、一二八一号

株券発行年月日
十年七月二十日、ロ、ロ乙、大正十五年五月二十八日、ニ新乙、ニ新甲、昭和四年九月二十五日、ほ甲、ほ乙、昭和十二年四月二十日

最終名義人　(イ)藤井洋一(ロ)藤井カツエ(ハ)藤井春雄(ニ)藤井順三

最終所持人　(イ)(ロ)最終名義人に同じ(ニ)藤井順三

●昭和二十七年(ヘ)第二号
東京都世田谷区玉川等々力町二丁目四二八番地　申立人　燃友商事株式会社
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十一月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に右手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月十七日
神奈川簡易裁判所
裁判官　島津二郎

（別紙）　目　録
一　約束手形
額面金額　金二百三十五万五千円
振出人　横浜市磯子区西根岸馬場町一七六番地真野利作
振出地及び支払地　横浜市
支払場所　株式会社第一銀行鶴見支店
発行年月日　昭和二十七年二月二十一日
最終の所持人　第一石炭販売株式会社

●昭和二十七年(ヘ)第一号
神奈川県藤沢市片瀬二二〇一番地　申立人　田島　保
右代理人　安藤　誠
別紙目録記載の株券に付申立人より公示催告の申立を為したるにより右株券の所持人は昭和二十七年十月八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし株券を提出されたい。若し右期日迄に右の届出及右株券の提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。
昭和二十七年三月八日
横須賀簡易裁判所
裁判官　大畑宗二

（別紙）　目　録
東京湾倉庫株式会社株式一百株券
株券の額面　金五千円也
一株の払込金額　金五十円也
記号番号　自い第一〇六号至い第一一〇号
発行年月日　昭和二十二年二月二十五日
株券発行者　東京湾倉庫株式会社取締役社長鈴木角次郎
株券の名義人　田島保

○公示送達
被告人　山田　勇
右建造物侵入被告事件に付昭和二十七年五月十五日午前十時公判を開廷致しますから大阪高等裁判所第二号法廷に出頭して下さい。
召喚に応ぜざるときは旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがあります。
昭和二十七年四月一日
大阪高等裁判所第四刑事部
裁判長判事　瀬谷信義

右公務執行妨害被告事件に付昭和二十七年五月十五日午前十時公判を開廷致しますから大阪高等裁判所第二号法廷に出頭して下さい。
召喚に応ぜざるときは旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがあります。
昭和二十七年四月一日
大阪高等裁判所第四刑事部
裁判長判事　瀬谷信義

○破産宣告及び破産廃止
被告人　藤本　茂
地　大阪市大淀区浦江北二丁目五十番
債務者　株式会社ナリス
右代表取締役　村田　満義
右の者に対する昭和二十六年(フ)第一五四号破産事件について当裁判所は昭和三十七年三月三十一日午前十時破産宣告と同時に破産財団を以て破産手続の費用を償うに足らないと認められるから左の通り決定する。
主　文
債務者株式会社ナリスを破産者とする。
本件破産手続はこれを廃止する。
右公告する。
昭和二十七年三月三十一日
大阪地方裁判所
裁判官　坂東　宏

会社その他の公告

解散公告(第三回)
当組合は昭和二十七年三月二十七日臨時組合員総会の決議に因り解散しましたから当組合に債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に其の旨を御申し出で下さい。若し右期間内に御申し出がない時は清算から除斥致します。
昭和二十七年三月二十八日
東京都大田区羽谷町四丁目一五、六五番地　城南テラゾ企業組合
清算人　鈴木　舎治

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月二十日の株主総会の決議により解散した。当会社に対し債権を有する者は此公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。右期間までに申出がないときは除斥す。
昭和二十七年四月五日
東京都台東区谷中天王寺町十七番地　医科木製品工業株式会社
代表清算人　平光光次郎

解散公告(第二回)
当社は昭和二十七年二月二十九日の臨時社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月五日
東京都南多摩郡町田町原町田一九六番地　睦建材有限会社
代表清算人　杉崎　正男

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十七年三月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年四月五日
東京都中央区日本橋浜町二丁目八〇番地　日京運送株式会社
代表清算人　和田　瀬逸

解散公告(第二回)
本会は昭和二十六年九月一日水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律第一條第五項の規定により解散し目下清算中につき当会に債権を有する向は昭和二十七年五月三十一日迄その請求を申出下さい。若し期限内に御申出ないときは清算より除斥致します。右水産業団体法施行令第六十三條民法第七十九條第三項の規定により催告致します。
昭和二十七年四月一日
住所　鹿児島県串木野市下名二一九二三番地　串木野町漁業会
清算人　羽根田直市

資本減少公告
当社は昭和二十七年二月十四日の臨時株主総会において資本金百万円を金五十万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年四月八日
東京都中央区日本橋室町一の一
信濃商事株式会社

合併公告
昭和二十七年三月三十一日開催の左記両会社の各株主総会に於て甲は乙を合併してその権利義務を承継し乙は解散することの決議をいたしましたからこれに対し異議ある債権者は右の公告の日から二箇月以内にその旨御申出下さい。
昭和二十七年四月八日
東京都港区芝新橋二丁目八番地　甲　オール東京産業株式会社
東京都世田谷区代田二丁目七五八番地　乙　山形土地建物株式会社

会社合併公告
昭和二十七年三月二十五日扶桑燃料株式会社、日南鉱業株式会社は、各臨時株主総会において、日南鉱業株式会社は扶桑燃料株式会社を合併しその権利義務を承継して存続し、扶桑燃料株式会社は日南鉱業株式会社に合併して解散することに決議致しました。右に対して御異議ある債権者は、本公告掲載の日より二箇月以内に御申出相成たく、商法第四百十六條及び第百條により公告します。
昭和二十七年四月八日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番地　日南鉱業株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目二番地　扶桑燃料株式会社

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月二十一日の臨時株主総会の決議に依り解散致しましたから当会社に債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出で下さい。若し此の期間に御申出のない時は清算より除斥せられます。右商法の規定により公告致します。
昭和二十七年四月三日
株式会社共益社
清算人　内藤　周蔵　淵上　定一　西口　長蔵　堀内　俊治　中西寺一郎

解散公告（第一回）

当社は昭和二十七年三月二十五日株主総会の決議で解散したので当社に債権を有せられる方はこの公告から一月内に申出られたい。若し債権の申出がないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年四月八日

大阪市東淀川区田川通四丁目一三番地　日本金属工業株式会社

清算人　秋山　毅市

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年四月二十日総社員の同意に依り解散しましたから当会社に対し債権を有せられる方は此の公告掲載の日から二箇月以内に御申出でないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年三月三十一日

前橋市才川町六十六番地　合名会社山藤商店

清算人　池田　フク

合併公告

左記甲乙両会社は昭和二十七年三月二十日の各株主総会に於て甲会社は乙会社を合併してその権利義務を継承して存続し、乙会社は合併による解散をする決議をしましたから右合併に異議のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出相成度商法の規定により公告致します。

昭和二十七年三月三十一日

秋田県能代市能代町字悪土二十八番地　甲　秋田銘醸容器株式会社

秋田県能代市上川反町八十八番地　乙　東洋産業株式会社

減資公告

当会社は昭和二十七年三月二十五日の株主総会に於て資本総額金三百万円の内金百四十二万五千円を減少しその資本総額を金百五十七万五千円とすることに決議致しましたからこれに対し異議ある債権者は此の公告掲載の日より向う二箇月の期間内に申出相成りたく茲に公告する。

昭和二十七年三月二十八日

長野県諏訪郡宮川村茅野四四二六番地　北東物産株式会社

代表取締役　山崎　敏

商号変更公告

弊社は昭和二十七年三月二十八日開催の臨時株主総会に於て左の通り商号変更を決議しましたから公告します。

旧商号　三桜化成株式会社

新商号　三桜工業株式会社

昭和二十七年四月一日

東京都中央区日本橋両国三二

三桜工業株式会社

新株式払込金領収証無効公告

左の株金領収証は喪失の届出がありましたので無効とします。

服部キミ名義二百株九四六—七号

昭和二十七年四月八日

北海道瓦斯株式会社

未払込株式失権公告

当会社新株式第三回（最終）払込に付て昭和二十六年十二月二十日迄に払込のことを催告致しました処左記株式に付ては払込がなく且つ株券の提供もなかつたので失効致しましたから此段公告します。

昭和二十七年四月八日

東京都中央区銀座八丁目一番地　帝国産金興業株式会社

取締役社長　石川　博資

記

一、敬称並に株券記番号の「新第　号」は省略

一、「い」は百株券、「ろ」は五十株券、「は」は十株券、「に」は五株券、「ほ」は一株券

一、（旧称帝蚕航空工業株券）

（いの部）　東京都中野区本町五の一石川出紀治　一八一一、一八一一　新潟県柏崎市西学校町一九四一石川ワカ　四八八、一一六、一一七　東京都大田区田園調布四の五石原重忠　一五、一七、二一八、一一九　広島県沼隈郡山南村中央庫県印南郡的形村小島石原つや　一郷村甲一六〇五石井磐夫　一二石井健一郎　一自一八六至一九〇　清水市稲生町一二石井満　八三、八四　上田市北大手町六〇七石田祐二　自七四市北大手町六〇七石田祐二　自七四至一五五　長岡市下太郎七四七七　平塚市海岸三五三六石黒幸太郎　二五九　群馬県邑楽郡館林町石塚浜次　四九五六、四九五七　静岡市二〇石神市郎　二四一一　静岡市鷹匠町三丁目一〇九石

（ろの部）　台南州虎尾郡虎尾街虎尾林朝興　七七四二

（ぬの部）　大阪市浪速区水崎町四三田雄弘　自四三四四三　名古屋市南区富田町一五小川鎌郎　三二四三　福岡県嘉穂郡山田村上山田小川徳一　一二〇五　兵庫県武庫郡本山村岡本元利　二七三　二七四　浜松市佐藤町三二、二七三　二七四　浜松市佐藤町三　九岡本敬　二七三　二七四　九岡本広志　一〇〇三、一〇〇四　和歌山県那賀郡小川村柳本　岡垣内打　一〇四　東京都中央区日本橋兜町　二ノ二〇六越仲助　一〇六五七、一〇六五八　富山市諏訪川原三四大橋伊三郎　一〇一、五一〇六　大阪市西区南堀江上道一〇、五一〇六　大阪市西区南堀江上　二六五　二四朝男　一〇一、五一〇六　大津市石原　五二二三　川崎市宮本町五八大川喜代　四〇八、四〇九　東京都西多摩郡青梅　四〇八、四〇九　東京都大田区雪谷町二大谷源治郎　八四七八、四七九　静岡県浜松市田町一四七大竹康弘　一　静岡県鳥羽郡若松　市延田住五六五四岡広助　一三〇四　奈良県吉野郡大淀町南垣本西本徳太郎　信託銀行　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

（ほの部）　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

二二四　福井県南條郡王子保村今宿五五萩原正信　一七五、一一六六　奈良県山辺郡丹波市町丹波市萩原岩太郎　七三五、五九五三　宇和島市袋町二丁目一〇六萩森六三郎　七三七　名古屋市中区下広井町一ノ三三花木福三郎　四〇、自一八〇至一八二　富山市神通町一〇三七八川清治　三三九一、三三九二　浜松市板屋町二五一半場琢磨　三〇三　東京都北多摩郡村山村中藤波多野一筑　三〇　静岡県浜名郡積志村下大瀬筱田勇　八八九、自五一二至五一五　京都市中京区柳馬場通畑中佐太吉　自二三八四至二三七

（にの部）　神戸市林田区蓮宮通二ノ七八新田政太郎　三〇八九、六二八　熱海市下天神一〇〇七仁科コマ　自二七四至二七四七　浜松市馬込町四〇八二橋安之　三三四、八一二一〇、自二一七〇至二一七二　高松市福田町四五二宮慶太郎　七八二一　岩井市佐佳枝上町一二二西隆　八三二八　下関市大字彦島八三九西尾篠　二六九一、七九六七、七九六八、七九六九至四六一〇　名古屋市中川区下之一色町西川市太郎　二四九一、二四九二　東九條石田町西川龍太郎　六八七　奈良県山辺郡二階堂村南六條西川ノブ　二三〇、一〇〇六　奈良県山辺郡二階堂村南六條西川菊太郎　三四三、三四四　門司市栄町七丁目西川岡　一　自六六〇至六六二　熊本県菊池郡大津町中西田初蔵　自二三九至二四二　福岡県三池郡銀江村銀江西田豊彦　田碧一　三四二、三四八　東京都港区芝南佐久間町一ノ五四西名誠三　六八五、八三一八三二九、三二〇　三重県津市八幡町西村小文　二ノ三　神戸市神戸区北長狭通四丁目西村栄蔵　一六三、三〇七三、三〇四　二九、三〇三九　岐阜県羽島郡竹ケ鼻町上町西松長四郎　七八三　福岡県若松市延田住五六五四岡広助　一三〇四　奈良県吉野郡大淀町南大塚　信託銀行　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　大阪市東区今橋二丁目一番地　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

●岐阜県加茂郡伊深村一八二〇堀田重太郎　二五一、二五二　熊本県菊池郡大津町中西田初蔵　自二三九至二四二　福岡県三池郡銀江村銀江西田豊彦　田碧一　三四二、三四八　東京都港区芝南佐久間町一ノ五四西名誠三　六八五、八三一八三二九、三二〇　三重県津市八幡町西村小文　二ノ三　神戸市神戸区北長狭通四丁目西村栄蔵　一六三、三〇七三、三〇四　二九、三〇三九　岐阜県羽島郡竹ケ鼻町上町西松長四郎　七八三　福岡県若松市延田住五六五四岡広助　一三〇四　奈良県吉野郡大淀町南大塚　信託銀行　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　大阪市東区今橋二丁目一番地　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

（りの部）　台南州虎尾郡虎尾街虎尾林朝興　七七四二

（ぬの部）　大阪市浪速区水崎町四三田雄弘　自四三四四三　名古屋市南区富田町一五小川鎌郎　三二四三　福岡県嘉穂郡山田村上山田小川徳一　一二〇五　兵庫県武庫郡本山村岡本元利　二七三　二七四　浜松市佐藤町三　九岡本敬　二七三　二七四　九岡本広志　一〇〇三、一〇〇四　和歌山県那賀郡小川村柳本　岡垣内打　一〇四　東京都中央区日本橋兜町　二ノ二〇六越仲助　一〇六五七、一〇六五八　富山市諏訪川原三四大橋伊三郎　一〇一、五一〇六　大阪市西区南堀江上道一〇、五一〇六　大阪市西区南堀江上　二六五　二四朝男　一〇一、五一〇六　大津市石原　五二二三　川崎市宮本町五八大川喜代　四〇八、四〇九　東京都西多摩郡青梅　四〇八、四〇九　東京都大田区雪谷町二大谷源治郎　八四七八、四七九　静岡県浜松市田町一四七大竹康弘　一　静岡県鳥羽郡若松　市延田住五六五四岡広助　一三〇四　奈良県吉野郡大淀町南大塚　信託銀行　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　大阪市東区今橋二丁目一番地　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

（をの部）　福井県南條郡王子保村今宿五萩原正信　一七五、一一六六　奈良県山辺郡丹波市町丹波市萩原岩太郎　七三五、五九五三　宇和島市袋町二丁目一〇六萩森六三郎　七三七　名古屋市中区下広井町一ノ三三花木福三郎　四〇、自一八〇至一八二　富山市神通町一〇三七八川清治　三三九一、三三九二　浜松市板屋町二五一半場琢磨　三〇三　東京都北多摩郡村山村中藤波多野一筑　三〇　静岡県浜名郡積志村下大瀬筱田勇　八八九、自五一二至五一五　京都市中京区柳馬場通畑中佐太吉　自二三八四至二三七

（にの部）　神戸市林田区蓮宮通二ノ七八新田政太郎　三〇八九、六二八　熱海市下天神一〇〇七仁科コマ　自二七四至二七四七　浜松市馬込町四〇八二橋安之　三三四、八一二一〇、自二一七〇至二一七二　高松市福田町四五二宮慶太郎　七八二一　岩井市佐佳枝上町一二二西隆　八三二八　下関市大字彦島八三九西尾篠　二六九一、七九六七、七九六八、七九六九至四六一〇　名古屋市中川区下之一色町西川市太郎　二四九一、二四九二　東九條石田町西川龍太郎　六八七　奈良県山辺郡二階堂村南六條西川ノブ　二三〇、一〇〇六　奈良県山辺郡二階堂村南六條西川菊太郎　三四三、三四四　門司市栄町七丁目西川岡　一　自六六〇至六六二　熊本県菊池郡大津町中西田初蔵　自二三九至二四二　福岡県三池郡銀江村銀江西田豊彦　田碧一　三四二、三四八　東京都港区芝南佐久間町一ノ五四西名誠三　六八五、八三一八三二九、三二〇　三重県津市八幡町西村小文　二ノ三　神戸市神戸区北長狭通四丁目西村栄蔵　一六三、三〇七三、三〇四　二九、三〇三九　岐阜県羽島郡竹ケ鼻町上町西松長四郎　七八三　福岡県若松市延田住五六五四岡広助　一三〇四　奈良県吉野郡大淀町南大塚　信託銀行　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　大阪市東区今橋二丁目一番地　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

（ほの部）　東京都品川区荏原下神明町四二九保坂長利　一三三七　神戸市須磨区御影塚通五丁目三六堀次雄　七三九

（への部）　東京都台東区新福井町四浜野松雄　一五八八　大阪府豊能郡箕面村桜井橋本豊七　六八五、六八六　東京都市下京区西七條西野町七六橋本彌三郎　六八七　和歌山市本町二丁目橋本一次　自九四一九至九四二三　東京都文京区向ケ岡弥生町三橋倉ユキ　八二四六　東京都市左京区下鴨東高木町原田良雄　八自二六一至二六三　大垣市高屋町原田三郎　一八七　東京都目黒区洗足一四四三原はる　六八五八　三重県多気郡下御糸村浜田早川義助　二一五、二一六　岐阜県養老郡多芸村苗江早崎貫一　一三三　浜田雄次郎　一三四四　兵庫県武庫郡鳴尾町下安久六六　一一三四七　京都府綾部市下安久六六　七浜田万寿枝　二三七　長崎県浦上郡八蛸町浜崎吉兵衛　一七七　東京都江東区深川平野町三ノ五浜本正衛　自二二四至三九七、六八　自二二四至三九七、六八　大阪市天王寺区味原町四五　香川県仲多度郡琴平町二〇六林美子　一五二　大阪市天王寺区味原町四五　香川県仲多度郡琴平町二〇六林美子　一五二　岐阜市鷺山蒲淵町四六、一一四六七至九一八九、九七　林正三　一五二　大阪市天王寺区味原町四五　香川県仲多度郡琴平町二〇六林美子　一五二　岐阜市鷺山蒲淵町四六、一一四六七至九一八九、九七　二九、九七三〇、七七四、五三四七、五三四八、一一六〇六、一一六一　名古屋市中区矢場町一ノ五五　名古屋市中区矢場町一ノ五五　名古屋市中区矢場町一ノ五五

六〇七、六〇八●新潟県三島郡興板町泉町金子タマ次自二三六二至二三六六ル一一五四五六一●兵庫県加古郡高砂町金沢有一ロ一四〇一●門司市大里上柳第二区金田浩二八自七二一至七二一三九●福岡市田島七六四金替辰生ロ一三九四●富山県氷見町南上三金森彌一ル四九二、四九三、二二九〇、二二九、一三五八、一五三五四、一三五五、一五三八、一五二九、一六二一、一六二二●富山県氷見町南上三金森良三ル二七一二、二七一三、三五五二、三五五三、自一六五四至一六五七、二〇四九、二〇五〇、一六五八、一六五九●秋田市大町一丁目二一千九河村運吉次二四三一、四五九四、五九五●東京都世田谷区太子堂一六河村正雄次五〇一、五〇二●滋賀県大津市大谷町一五一河合一郎ル一三九●愛媛県伊予郡松前町箱井河合半次郎次四二●茨城県石岡町国分河杉庸散次七八一八、七八一九●徳島県小松島町房浜八〇ノ一河端彌次自六二四至六二六●佐世保市浜田町三一蒲原豊一六河村正雄次五〇一、五〇二●滋賀県大津市大谷町一五一河合一郎ル一三九●愛媛県伊予郡松前町箱井河合半次郎次四二●茨城県石岡町国分河杉庸散次七八一八、七八一九●徳島県小松島町房浜八〇ノ一河端彌次自六二四至六二六●佐世保市浜田町三一蒲原豊一六二六●佐世保市浜田町三一蒲原豊一ロ一三〇一、ハ自六六六至六六八●愛知県葉栗郡北方町北方加藤多右エ門次三六七九、五六九三自一〇三五一至一〇三五三●東京都杉並区阿佐ケ谷四丁目三五一加藤伊三郎ロ一三一、一三一一●岐阜県多治見市本町五ノ六加藤徳三郎ハ七七六●愛知県幡豆郡吉田町字宮崎部田加藤俊幸ハ七七八●福岡町字宮崎部田加藤俊幸ハ七七八●福岡県山門郡山川村甲田加藤美登燕次四六二一●三重県三重郡村上海老原加藤須美子次六四二、六四三●大阪市南区安堂寺町三丁目加納つゐル次一六二、ハ自六一二二至六一二六●飯田市大字飯田五七〇〇加納清作四一〇〇、一〇〇二●和歌山市藪之丁六加田芳彦ロ一二●東京都渋谷区桜ケ丘町一九風間絹子次二九三六、二九三七●静岡市神明町七一狩野欽吾ロ一三三二、二四七一●滋賀県大津市石山島居町亀石雄一次一六七九●山口県大島郡森野村亀川徳太郎次六六●北見国常呂郡野付中町二條通亀井林右エ門四自六四四至六七七一、一一六九●東京都品川区南品川六丁目中村雄一ロ一七九一、四九一三、九一四●三重県津市下部田中村保太郎次自二二二四至二二二六●大阪市港区波屋浜通一の九中村勝保ロ一〇一一、一八六九、一二五六四三、自一〇三三〇至一〇三三四●東京都品川区南品川六丁目中村雄一ロ一七九一、四九一三、九一四●三重県津市下部田中村保太郎次自二二二四至二二二六●大阪市港区波屋浜通一の九中村勝保ロ一〇一一、一八六九、一二五六●奈良県吉野郡下市町阿智賀中西ヤスエ次五〇六八、七一一九●大阪府北河内郡枚方町字岡中西平蔵次二九四〇●大阪市西成区曳舟町五中西与平次ル一八六五●岐阜県養老郡養老村石畑中島正吾ハ一一六二、一一六三●満州国鞍山市千歳区南三番町中島清一ロ一八三〇、八一〇九四、一〇九五●兵庫県芦屋市親王塚町八七中谷新太郎ロ六〇五、一九四三二、二九九一、三三五八、三〇六七、一二八四、四八七、八二一〇一、ル三一一、一九〇、八二五六二●東京都中央区日本橋兜町二ノ二〇中野節子次一〇四三六、一〇七〇〇三●三重県鈴鹿郡亀山町字東町中野庄師ロ一八六〇、一八六一●東京都大田区久ケ原町七〇五中野直信ハ一一五二、一九五五、九五六三●名古屋市中区裏門前町一丁目中川富雄ロ一九〇八、一九〇八●大阪市豊能郡九〇三●豊島村長興寺中川守ル次一九〇二、中川元七八一九〇●北海道釧路郡鳥坂村八九八中川保平ル一七六、一七六、一九八八、九九九八●奈良県宇陀郡榛原町萩原二五六二中尾五兵衛次自一〇六九三至一〇六九六、一〇七〇二●岡山県倉敷市本町八六八中原彦太ル一九〇五次自一一六七五●岡山県浅口郡西阿知町片島中原安吾次自一一六七二●鳥根県仁多郡横田中沢興一次九三七七、九三七八●群馬県碓氷郡東横野村中之谷中里彦太郎次五八八●富山市東三番町三中塩籟之助次一〇五六三、一〇五六九至一〇五七一、一〇五三三一〇五六九至一〇五七一、一〇五三三一、一六二一一、一四一五四中●東京都港区芝南佐久間町一ノ五四●京都市中京区姉小路神泉苑長田嶽ル次一九二五●東京都豊島区要町一ノ三九長嶺幸雄ル次七四、一七四二、二九八〇、二九八一、七四七、一五七八、三五四二●千葉県君津郡久留里町市場永島金蔵次自三四七八至三四八一●大阪市西区九條北通二ノ三八永木修二八自一七二七至一七二九●兵庫県宍粟郡一宮町下打出字砂谷二内藤宗鴨次自六三六三至六三六七●一寛市大字大毛字高須賀内藤勝孔ル一九四一、一九四二●米子市加茂町二ノ六三名島桓夫ロ一八七一●京都市中京区御前通高辻下ル成田友蔵次一一四四、八二三九●大阪市東区南木町二丁目五二鳴石隆志ロ五九一、三四二●兵庫県武庫郡精道村芦屋山角奈良橋寿々四二七六、二七四四七、一七三八、一九七一、一九七二●三重県津市羽所町八一行方常吉次一〇二五、一〇二六

〔むの部〕●大阪市大正区南恩加島町一ノ八八村上喜三ロ一九六七●岐阜市司町村瀬巌ハ一二一三、一二一四●岐阜県本巣郡北郷村上尻毛村瀬いつゑ次一二八九、六一七三●長野市稲村七村井鉄次郎ル一七九、四一〇一三重●静岡県浜名郡北浜村小林四三三村松くにル一八一、四一〇三一●東京都西多摩郡福生村中福生村雅造四自一〇三三至一〇三六●台北市京町四丁目村岡証券株式会社ロ二九七〇、ハ自二〇五六至二〇五八

〔うの部〕●東京都中央区日本橋兜町二ノ二五上田信義ル四一九、四二三●大垣市郭町二丁目七四上田松治郎ロ二〇六、七四、一七六、一七七、四八、一九〇、一九一●東京都市区上田剛三八一二四四、一二四五●東京都福知山市呉服六一上田亀吉次一〇六二六、一〇六二七●東京都文京区駒込上富士前町一二七一●鳥根県浅口郡西阿知町片島中原安吾次自一一六七三●東京都世田ヶ谷区潔沢町四丁目一一六上野ノブル二〇二●大阪市此花区恩貴島北ノ町上村三次ロ三四五三、八一二二五、一二一六、一六二一一、一四一六、一九二一、一六二一一、一九二一、自二〇九四至二〇九六、一一六七至一二九●三重県名賀郡上津村北山五八一上田辰五郎次二二九七●大阪府中河内郡大正村太田梅田真太郎ル二〇二六●大阪市東住吉区平野流町梅本伊之祐ロ二〇七四●滋賀県野洲郡河西村字中宇野速信ロ自二〇三六至二〇三九●佐世保市小佐世保町一三二三、宇郡宮正雄次三〇一二●大阪市福島区海老江下ノ一六浦川満寿子ロ二〇六一●満州国間島省延吉県天宝山内田春生次自三八〇七至三八一●広島県広島市空鞘町内田志な子ハ自一二五八至一二六〇●奈良県添上郡治道村新庄植松喬ロ二〇七〇●岐阜市加納天満町植田迪子ハ一二四八●奨城県多賀郡日立市田畑海野久子次五七一●香川県高松市兵庫町二六浮田幾次二七四七●福岡市天神町五五宇美証券株式会社ロ三〇九六、ル二〇九六

〔のの部〕●岐阜県養老郡高田町西町野村常七ロ四六七●京都市中京区四條大草柳橋三丁目十一雛井善太郎ロ二一九宮西入野村初太郎ハ自一二九一至一二九四●東京都市中京区御池通富小路角野村龍三ロ一五五七、二七三一、二三一○●岐阜県養老郡高田町西町野村キクエハ一三〇七●飯塚市旭町野田多吉ル一二六〇●静岡県榛原郡吉田村吉田野中伊之助ハ二五六三●佐賀県三養基郡三川村東津野中惣一郎次五六四●徳島市伊月町四丁目八野上勇ル二〇五、市伊月町四丁目八野上勇ル二〇五、一一〇一、一一〇一、一一〇一

昭27.4.8. 第7574号

四八六三、一三六三●岡山県児島郡味野町寺町八本徳太野陂二三〇八●兵庫県飾磨郡谷外村庄八杉正雄陂七四八六●東京都杉並区高円寺町四丁目五四七矢形種一後一〇〇八、陂二九一八●群馬県佐波郡伊勢崎町一〇八四矢内竹次陂一〇九二九、同自一二一四至一二一七●東京都中央区日本橋兜町一ノ三一証券株式会社ロ二三三八

〔まの部〕●埼玉県南埼玉郡久喜町木松本芳蔵ハ一六六二●岐阜県大垣市藤江町三三六松本きくハ一六二三●福岡県京都郡苅田町苅田松原松田彌太郎陂自一七五六至一七六〇●福井県大野郡上庄村下据松田操陂四九三四、四九三五、自七三二二至七三二四、自九四七九、八〇九六●奈良県吉野郡吉野町橋屋松田伍一郎後三四五●愛知県葉栗郡木曽川町大字黒田字往還南松岡二三七四●後自八三一〇至八三二一七三七三、くに陂自八三一〇至八三二一七三七三、一証券株式会社ロ二三三八

〔まの部〕●埼玉県南埼玉郡久喜町木松本芳蔵ハ一六六二●岐阜県大垣市藤江町三三六松本きくハ一六二三●福岡県京都郡苅田町苅田松原松田彌太郎陂自一七五六至一七六〇●福井県大野郡上庄村下据松田操陂四九三四、四九三五、自七三二二至七三二四、自九四七九、八〇九六●奈良県吉野郡吉野町橋屋松田伍一郎後三四五●愛知県葉栗郡木曽川町大字黒田字往還南松岡二三七四●後自八三一〇至八三二一七三七三、くに陂自八三一〇至八三二一七三七三、一六五〇、一六五一●東京都葛飾区下小松町九一三松浦登一後一一二九●広島県福山市地吹町二六八松浦良●宇岡本松浦三郎ロ二四四六、二四四七●香川県三豊郡粟島村岡本松浦文治陂自三三六六●福井県大野郡勝山町上袋田松村稔陂自七三八五至七三八九●岐阜市長良中鵜飼七七松井良輔ロ二四五二、二四五三●奈良県山辺郡丹波市町大字川原城松井忠蔵八一六五五四、一六五五●山口市湯田町駅前松永英雄ロ二四二四●愛知県中島郡稲津町治郎丸松永崔六陂一三三八、一三三九●大阪市東住吉区平野西之町松原安次郎ロ二四六八●岐阜県揖斐郡本郷村荻原松原孝子陂四四八三、四四八四●堺市南三国ヶ丘町一丁目一丁十一松原常与後二三五二●豊橋市牛川町宇田ノ上二一松坂廉之輔陂八七〇五●神奈川県鎌倉郡片瀬町下谷松尾鶴太郎後二三五八、二三五九、ロ自二三五七至二三六五、自鳴宮河町五八松山弘太郎後四九九、一五八四●滋賀県浅井郡速水村馬渡松山龍陂五二一五●福岡県福岡市天神町四二旭屋証券KK口一四六四、一六二一、三六二●大阪市西区京町堀上通四丁目一〇阿波野合資会社後二六七●岡山市内山下七二赤井豊八二〇〇六●大阪市東区今橋一丁目一赤坂登陂一二五六、一四四五、一四四〇

〔さの部〕●新潟県刈羽郡高田村大字下方佐藤新一陂四六三四、五八二一●豊橋市中世古町二佐藤渡陂四四七三●神戸市兵庫区上沢通二丁目佐藤昌治ロ九七九九、九七九八●岡山市蔵前大字巻佐藤義雄ロ三〇一四●新潟県古志郡栃尾町佐藤竹之助陂五二一一、同自一五五二至一五五七、一五七一●佐賀県武雄市大字中野佐藤定一郎ロ四九九●神戸市難区将軍通一丁目五〇佐々木秀野後六五●岐阜県惠那郡陶町猿爪佐々木英ロ三〇一五●福井県鯖江町上小路佐々木為守ロ一六二九、八一〇二二●横浜市磯子区原町三佐々貫大輔後四一三、七三四●広島県佐伯郡大野村佐々野利友太郎陂自八二九九四●三重県一志郡川合村八太佐野一男後二八六三●門司市大久保佐野孝後二一七●広島県深安郡神辺町斎藤唯市陂二六八三●福島県安達郡小浜町大字小浜島居町斎藤助三郎同自一六三七至一六四〇●山口県熊毛郡田布施町斎藤スマ同自一六一七至一六二〇●佐賀県浜郡山村大字南津田沢井繁三後二八八七、二八八八●高知市相生町三八沢村雅夫後三二四一、三二四八●滋賀県伊香郡高時村大字川合沢本嶋七八二一二〇、二一二一●岐阜市日野本郷一六八四ノ二酒井市次郎後一四〇二●東京都八王子市八木

福岡市社家町二五流川ヲヤロ二八七八●広島県呉市泉堺町二ノ一七荒谷藤七八自一九七五至一九七七●長野市大字三輪九六八ノ一新木徳貞後二七七三五至一六五九●富山県上新川郡東岩瀬町浦町網谷才治陂七七七、七七七八●奈良県添上郡櫟本町一四二四ノ一東賢治ロ二五四六、一五八七、三三三九、二八八六、二〇三、六三四、六三六、一〇●岡山市厳井富新町二〇二ノ一麻原軸太後二八二二●長野県下高井郡夜間瀬村二六一七畔上裂裟右エ門陂二八七七●福岡県福岡市天神町四二旭屋証券KK口一四六四、一六二一、三六二●大阪市西区京町堀上通四丁目一〇阿波野合資会社後二六七●岡山市内山下七二赤井豊八二〇〇六●大阪市東区今橋一丁目一赤坂登陂一二五六、一四四五、一四四〇

〔さの部〕●新潟県刈羽郡高田村大字下方佐藤新一陂四六三四、五八二一●豊橋市中世古町二佐藤渡陂四四七三●神戸市兵庫区上沢通二丁目佐藤昌治ロ九七九九、九七九八●岡山市蔵前大字巻佐藤義雄ロ三〇一四●新潟県古志郡栃尾町佐藤竹之助陂五二一一、同自一五五二至一五五七、一五七一●佐賀県武雄市大字中野佐藤定一郎ロ四九九●神戸市難区将軍通一丁目五〇佐々木秀野後六五●岐阜県惠那郡陶町猿爪佐々木英ロ三〇一四●福井県鯖江町上小路佐々木為守ロ一六二九、八一〇二二●横浜市磯子区原町三佐々貫大輔後四一三、七三四●広島県佐伯郡大野村佐々野利友太郎陂自八二九九四●三重県一志郡川合村八太佐野一男後二八六三●門司市大久保佐野孝後二一七●広島県深安郡神辺町斎藤唯市陂二六八三●福島県安達郡小浜町大字小浜島居町斎藤助三郎同自一六三七至一六四〇●山口県熊毛郡田布施町斎藤スマ同自一六一七至一六二〇●佐賀県浜郡山村大字南津田沢井繁三後二八八七、二八八八●高知市相生町三八沢村雅夫後三二四一、三二四八●滋賀県伊香郡高時村大字川合沢本嶋七八二一二〇、二一二一●岐阜市日野本郷一六八四ノ二酒井市次郎後一四〇二●東京都八王子市八木町一七酒井千代陂一七三五●徳島県那賀郡平島村大京原堤内笹川孝児ハ二二二一、二二二二●滋賀県伊香郡高時村大字川合笹井仁太郎陂五一八六、四〇八●富山県婦負郡保内村福島坂本義雄ロ三〇〇三●●大阪府泉南郡熊取村大字五門坂上栄三郎後自一七五三至一七五五、七八五七、七八五八●大阪市港区南八幡屋町一ノ一六九坂上節子ハ二一二三、二一二四●京都市一條御前通東入樋井伊三郎陂自一〇二四六至一〇二五○●金沢市田丸町一三九才田精一後一一六●鹿児島市東千石町八六鮫島イハロ一二九七七●福岡県朝倉郡三鮫島一二ロ二九七六●鹿児島市東千石町八六鮫島一二ロ二九七七●福岡県朝倉郡三奈木村筑邦銀行支店在津清ロ一五八九●西宮市神楽町二六九雑古德男ロ三一二八、二九四七

〔さの部〕●大阪市東住吉区平野西光町二六一木谷保男ハ二一八二、二一八三●島取県米子市加茂町二ノ七二木田薫二八一三六八●東京都杉並区和泉町五四〈木村一雄代〉一戸秀吾ハ自二一五五至二一五八●愛知県葉栗郡北方村高徳寺前木村陸信後四四四●●古屋市西区園井町四ノ三木村謙介ハ二一七八、二一七九●静岡県七間町一丁目木野良作ハ二一七七●広島県市上柳町一木末春吉ハ八八八、八八九、八八〇●滋賀県伊香郡松野村大字松野木下清治ロ三〇五七、五〇八●姫路市元町六五北藤吉ロ五〇、六七八、後自二〇三至二〇三七●大阪市港区南八幡屋町一六八北林喜一郎後三五五、三九五六、一〇六八二●滋賀県坂田郡西黒田村鳥羽上北村井治郎ハ二一九八●大垣市南頻町五四北村清二八二一八〇、二一八一●札幌市豊平三條四丁目北山喜三郎後三七四●●呉市東畑町八八蔦地山三郎後三二二三●京都府何鹿郡綾部町字新広小路岸小四郎後一四四九、一四四五、五三八九、五三九〇●静岡市伝馬町一五〇岸村喜代蔵ロ三三六〇●奈良県生駒郡筒井村大字杉本村橘松ハ二一九〇、二一九一

〔みの部〕●新潟県古志郡東谷村大字大下島三富音作同一七一、一七一二●岐阜県安八郡川並村小泉三重県四日市市沖之島町三輪賀二郎同自一七二二至一七二五●大阪市堂島中町二丁目六三笠タツ後自一三三七至一三三九●兵庫県揖保郡旭陽村和久二田義二後二八三九、二八四〇、自六三一九至六三二一●香川県三豊郡詫間村字松崎三谷定治ロ三一七〇●東京都渋谷区代々木山谷一一六三浦忠夫後六四三、一三〇、三四、自一五一八至一五二〇、自五〇三至五〇五●大阪市住吉区浜口町三八四三宅大一後自一八四一、至一八四二、一二二一、二二二二●福島県安達郡本宮町上町三津間惣蔵後一七〇〇●香川県三豊郡下高瀬村三木勝八二二六四、二二六五●東京都港区芝白金丹波町三本幸吉ハ二二九九六●東京都港区芝白金丹波町三本静子ハ二一七二●岐阜県安八郡川並村小泉水谷砥一後三七〇三、三七〇四●●名古屋市千種区花田町三ノ四五繁沢かね子後一五四五●岐阜県養老郡高田町高田渋谷敬三ハ二三六九●新潟県南蒲原郡見付町新町渋谷キヶ後一一九七●兵庫県明石郡伊川谷村渋谷俊太郎ロ三一三一●大阪市港区吾妻町一二四渋谷進ハ二一七九●静岡県七間町一丁目木野良作ハ二一七七●広島県市上柳町一丁目木末春吉ハ八八八、八八九、八八〇●滋賀県伊香郡松野村大字松野木下清治ロ三〇五七、五〇八●姫路市元町六五北藤吉ロ五〇、六七八、後自二〇三至二〇三七●大阪市港区南八幡屋町一六八北林喜一郎後三五五、三九五六、一〇六八二●滋賀県坂田郡西黒田村鳥羽上北村井治郎ハ二一九八●大垣市南頻町五四北村清二八二一八〇、二一八一●札幌市豊平三條四丁目北山喜三郎後三七四●●呉市東畑町八八蔦地山三郎後三二二三●京都府何鹿郡綾部町字新広小路岸小四郎後一四四九、一四四五、五三八九、五三九〇●静岡市伝馬町一五〇岸村喜代蔵ロ三三六〇●奈良県生駒郡筒井村大字杉本村橘松ハ二一九〇、二一九一

〔しの部〕●滋賀県栗太郡草津町字矢倉城戸保一後二九九●福岡県嘉穂郡鎮西村大日寺城九六八、一七六九●●柴田清七四●●千葉県鴨川町蕨原一八〇●柴田清七四●●千葉県鴨川町蕨原一八〇●柴田清七四●●千葉県鴨川町蕨原一八〇

第7574号

●東京都南多摩郡横山村散田平谷滋子八自一三九二至一三九四●大阪市東区今橋二丁目二四(株)広瀬商店波七九八二●神奈川県鎌倉市片瀬町大谷(合資)日之出商会口自三二六二至三二六五

〔もの部〕●尼崎市東初島町森富松八二四五八、二四五九●三重県河芸郡一身田町大字一身田森次郎波一五〇〇●滋賀県大津市膳所錦町森勘次八二四七二●奈良県磯城郡多村字味間森辰治郎波九二〇七、二八二四、九二〇六●一宮市本町通八ノ一〇森万佐子同自一八六四至一八六七●東京都豊島区巣鴨五ノ一一三六森貞三波自三七七至三七九●静岡県志太郡島田町森勇一口三三六二●三重県松阪市鎌田吉祥寺内森川義海波九〇一六●福岡県三井郡善導寺町木塚森光喜久太口三三八〇●名古屋市東区呉服町四ノ一五森島慶一波三〇二八●東京都港区二本榎一ノ一七森下章治波三三一八、三三一九●広島市福島町一三八ノ一森本義人波自二一一〇至二一一四、自七六〇八至七六一二●三重県河芸郡箕田村南林峠森本文五郎波二〇二一、二〇二二、二〇二三●岡山県児島郡児島町守屋岩太郎口三三九二●群馬県碓氷郡臼井町大字五料茂木竹治郎口三〇五六、一〇二六、一〇二七●埼玉県北埼玉郡忍町森田逸雄口二四一五、二二〇九、二二一〇、二五七八、一六八六

〔せの部〕●宇和島市佐伯町三六清家俊夫八二四八二、二四八三●兵庫県武庫郡良元村湯本瀬尾喜兵衛波七〇六●兵庫県武庫郡住吉村反高林関桂三波自一七三六至一七四五●群馬県新田郡世良田村女塚関口金四郎波三三一九

〔すの部〕●東京都荒川区町屋須藤耕一郎口一七三九、一三一八、二〇〇一、一五七九、一四四七、八三二一、三二二、自九五一至九五三●兵庫県甲子園六番丁砂場昇波三五一〇●富山市山王町三二末岡正平八二五二一、二五二二●朝鮮元山府泉町四ノ一杉野修吉波六二七、波五三八五、五三八六、二二七〇、二二七一、三〇六八、五〇七二、五〇七三、六〇四三、三八二四、三二九三、五五七一、五五七二、五〇八一、一〇九九五、一〇九九六、一〇二〇三、五八四〇、五七四三、一〇二〇四、一一三八九、自一四九至一五三●大阪府南河内郡大草村大美野杉山義夫波自七八六七至七八七〇●東京都新宿区南伊賀町一杉山国精波四二七〇●富山市西中野町二八六杉本正太郎波一二六二●佐賀県藤津郡能古見村鈴山寅次八二五三三●新潟県西蒲原郡岩室村字石瀬鈴木三郎口三四四七●愛知県額田郡岩津町大門鈴木久枝波二〇七八、二〇七九●東京都台東区山谷町四ノ六鈴木千代蔵口一七八九、二〇六四●東京都世田谷区若林町鈴木理一八二五三四●名古屋市瑞穂区雁道町鈴木ヤス波五七、五八、五二七、五二八、一〇七七●京都市右京区桂上豆田町三九鈴木嘉三郎波一〇七九四

第一期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	一〇〇、四一九・三〇
棚卸材料	二一三、四〇一・〇四
売掛金	四六六、七〇三・〇〇
工具器具備品	五一、〇〇七・〇〇
設備	一七、八二〇・〇〇
機械装置	七七、九六二・〇〇
地上権	五〇、〇〇〇・〇〇
仮払金	五、〇八八・〇〇
納税引当金	三八、八八〇・〇〇
合計	一、〇二一、二六〇・三四

負債の部

買掛金	二三二、八四八・〇〇
資本金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	二九八、四一二・三四
合計	一、〇二一、二六〇・三四

東京都北区上十條一の二五

富士電熱器株式会社

取締役社長　小池　寛二

第二十二期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預け金	六八、〇四五、一一五・七六
受取手形	八五、三六〇、一六八・九七
売掛金及未収入金	五三、二二三、四二二・四七
原料品及準備品	一七二、六四六、九八七・五三
製品及仕掛品	二五、〇九二、六一七・〇〇
其他の流動資産	五、〇七七、〇四九・七四
固定資産	一三八、一四〇、一七八・六〇
投資資産	七三五、〇〇〇・〇〇
合計	五四八、三二〇、五四〇・〇七

負債及資本の部

支払手形	四六、〇一八、二一五・〇〇
買掛金及未払金	六二、〇六二、一七三・四三
納税引当金	三〇、五四四、三九七・〇〇
諸引当金	一九二、九五〇、一三一・八三
其他の流動負債	一五、二三一、四七三・二一
資本金	一六、四〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	九七、〇九八、九五〇・〇〇
利益準備金	一、〇二五、〇〇〇・〇〇
別段積立金	六、一〇〇、〇〇〇・〇〇
繰越利益金	一一、三七八、九二二・八九
当期利益金	六九、五一一、二七六・七一
合計	五四八、三二〇、五四〇・〇七

昭和二十七年三月三十一日

大阪市東区淡路町三丁目二十番地

東洋アルミニウム株式会社

第八期決算公告

昭和二十六年十二月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

現金預金	六、二四一、四〇三・七七
流動資産	四、一六二、〇七二・八二
棚卸資産	六、八三三、三九〇・二一
出資金	四〇九、七四二・五〇
固定資産	二〇、一八八、七二九・一〇
雑勘定	一、九一九、五七五・三四
合計	三九、七五四、九一三・七四

負債の部

流動負債	二五、一〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	一〇、九八一、二六〇・八五
当期負債	五一、四三一・六五
引当金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	(一)一、四二一、三七五・〇四
繰越損失金	一三、五九六・二八
当期利益金	三九、七五四、九一三・七四
合計	

昭和二十七年二月

東京都江東区深川新大橋一の一三

理研食糧工業株式会社

第一期決算公告

貸借対照表

昭和二十七年一月三十一日現在

資産の部

固定資産	七四七、二一四・〇八
流動資産	五、〇九七、二九二・六〇
預金現金	一、三七七、八六九・三〇
計	七、二二二、三七五・九八

第三回決算報告書

昭和二十七年一月三十一日現在

借方(資産の部)

棚卸資産	一、〇四〇、一八二・七〇
流動資産	二、三三三、六九八・四〇
固定資産	五八五、六〇〇・〇〇
合計	三、九五九、四八一・一〇
流動負債	二、〇六六、〇八九・二二
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	三三八、九二四・六三
当期純利益	五五四、四六七・二五
合計	三、九五九、四八一・一〇

昭和二十七年四月

太陽チューブ工業株式会社

第三期貸借対照表

(昭和二十七年一月三十一日現在)

資産の部

現金預金	八、六七七、一五八・六四
受取手形	二、四六五、七八六・〇〇

第二期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年十二月三十一日現在

(一)資産の部

一、流動資産	一、二五二、九四六・〇〇
二、固定資産	五一八、三七七・〇〇
資産合計	一、七七一、三三三・〇〇
(二)負債の部	
一、流動負債	二四六、〇五三・〇〇
負債合計	二四六、〇五三・〇〇
(三)資本の部	
一、資本金	六〇〇、〇〇〇・〇〇
二、繰越利益剰余金	一九四、八一一・〇〇
三、当期純益金	七三〇、四五九・〇〇
利益剰余金合計	九二五、二七〇・〇〇
負債、資本合計	一、七七一、三三三・〇〇

昭和二十七年二月二十三日

千代田区神田東松下町四八番地

株式会社中央会計事務所

田辺建設株式会社

取締役社長　田辺源之助

決算公告

貸借対照表(第十三回)

昭和二十六年十二月十五日現在

資産の部

固定資産	一一、一四六、七三二・八八
流動資産	六、一二六、九九九・四八
合計	八、二七三、七三二・三六

負債の部

短期負債	三、〇〇五、一七〇・五四
自己資産	三、六一三、九八二・二三
当期利益金	一、六五四、五七九・五九
合計	八、二七三、七三二・三六

貸借対照表(第十四回)

昭和二十六年十二月三十一日現在

資産の部

固定資産	二、〇八五、九七七・六三
流動資産	四、二三一、五五二・四六
当期欠損金	一八、一四七・三九
合計	六、三二五、六七七・四八

負債の部

短期負債	二、〇〇七、四二七・〇八
自己資産	四、三一八、二五〇・四〇
合計	六、三二五、六七七・四八

ナショナル鍍金株式会社

売掛金及未収入金

商品	二五、七九二、九一七・六七
用度貯蔵品	九、八四七、九三三・五〇
前渡金	一、〇一六、三八三・八四
仮支出金	六一、六五九、一七二・三一
未経過諸費	二〇、三八五、〇一七・九四
建物什器	四二五、三三〇・〇〇
投資	二、〇九八、五二四・〇〇
合計	一、七九六、六九一・五〇
	一三四、一六四、九一五・四〇

負債の部

支払手形	一六、三六六、七六〇・〇〇
買掛金	二三、一八七、九四〇・四六
借入金	七四、七〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金	五五五、三二八・一五
諸預り金	二、六一八、〇三五・八〇
仮収入金	二、六一四、〇三一・三〇
資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	三〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二五、〇〇〇・〇〇
納税積立金	三、二三〇・〇〇
前期繰越金	三五、八二三・七三
当期利益金	二八、七七五・九六
計	一三四、一六四、九一五・四〇

大丸水産株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　四月四日付参会第二十八号四〇頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)三一一五九　振替東京一九〇〇　官報課

印刷庁

昭27. 4. 8.

官報

号外（第三十九号）

総理府公告

○公職資格訴願審査結果公告

第十一号

昭和二十七年四月八日

内閣官房長官　保利　茂

この表は内閣総理大臣が昭和二十六年法律第二百六十八号により公職資格訴願審査会の審査の結果に基いて覚書該当者としての指定を解除した者の氏名である。

○四月八日解除の分（一、〇一九名）

氏名	該当事由	住所
阿部一雄	戦犯陸軍中尉	新潟
秋山米作	〃	〃
安藤茂樹	憲兵准尉	香川
青木盛正	〃	愛媛
頴川幸生	〃	長崎
藤崎武之助	〃	山口
福井幸家	〃	長崎
福本幸男	〃	熊本
福村勇悦	〃	青森
福沢博親	〃	鳥取
古川信一	陸軍大尉	三重
古瀬虎獅狼	憲兵准尉	長崎
伏見民雄	〃	香川
後藤辰次	憲兵准尉	長崎
後藤良雄	憲兵伍長	鳥取
浜田数美	〃	鳥取
浜崎直記	憲兵曹長	熊本
花田善次	〃	熊本
半沢勇	〃	福島
原田国男（旧姓前山）		長野
橋本豊平	憲兵軍曹	新潟
早田清高	〃	長崎
林千蔵	憲兵上等兵	石川
林田富士夫	憲兵曹長	熊本
本田始	〃	熊本
本間孝雄	憲兵軍曹	新潟
星野正二	〃	新潟
細川明義	〃	神奈川
一條幸真	憲兵曹長	福島
井手尾薫	憲兵軍曹	鳥取
井熊朝重	憲兵准尉	新潟
池上宇一	陸軍中尉	熊本
石山熊吉	〃	新潟
石崎英男	憲兵曹長	福島
伊藤準一	陸軍中尉	東京
岩谷勉	〃	石川
陣内起也	陸軍中尉	佐賀
貝塚泰男	〃	茨城
柿田長光	憲兵軍曹	広島
囲正喜	〃	宮崎
鎌田喜悦	憲兵准尉	長崎
鴨居義弘	陸軍（医）大尉	香川
金子安蔵	〃	宮城
川口新次郎	憲兵准尉	新潟
川井進	憲兵軍曹	福島
河村喜蔵	陸軍中尉	鹿児島
木下武男	〃	福岡
小場安雄	憲兵准尉	東京
小見正	〃	熊本
小郷幸雄	憲兵軍曹	新潟
幸山次六	〃	熊本
桑島恕一	海軍大尉	熊本
丸山辰幸	憲兵伍長	東京
牧薗益雄	憲兵准尉	熊本
久崎日出清	陸軍（医）大尉	千葉
増田耕一	憲兵曹長	山形
増田三好	〃	東京
増井昌三	〃	熊本
松本司一	憲兵准尉	新潟
松尾正澄	陸軍中尉	静岡
松岡勇	憲兵軍曹	熊本
三原菊市	〃	香川
三島光義	憲兵准尉	福井
三島敏夫	〃	岐阜
三橋又一	〃	香川
宮地春吉	〃	熊本
宮原清人	憲兵軍曹	静岡
三浦市蔵	〃	福島
森本清光	陸軍中佐	香川
森繁次	憲兵准尉	三重
森田庄蔵	憲兵曹長	鳥取
向井敏明	陸軍大尉	山口
永田作之進	憲兵軍曹	長崎
中島昇	陸軍大尉	新潟
中村邦之	憲兵准尉	茨城
中野久男	憲兵准尉	岐阜
中瀬庄七	海軍少佐	神奈川
中山伊作	憲兵准尉	富山
成迫忠邦	〃	大分
西寿	陸軍中尉	福岡
野口秀治	憲兵軍曹	新潟
野中荘三	憲兵軍曹	佐賀
小日向浩	憲兵准尉	新潟
尾方盛	〃	熊本
岡見弘	陸軍中尉	香川
岡村亀喜代	憲兵准尉	三重
大川喜三郎	〃	鳥取
大熊正雄	陸軍中尉	岡山
奥村和夫	〃	三重
大西繁蔵	憲兵軍曹	山形
小野寺庄治	〃	新潟
押木三喜蔵	憲兵軍曹	愛知
酒井勇一	憲兵曹長	福島
栄島信男	〃	鹿児島
佐藤篤	憲兵准尉	福岡
佐藤彦重	憲兵軍曹	福島
関原政次	〃	福永
柴野忠雄	〃	福田
島信雄	憲兵曹長	福岡
清水喜代治	〃	福島
下河辺憲二	〃	新潟
下村友平	陸軍少将	福島
塩田滋（旧姓村岡）	憲兵准尉	新潟
塩沢栄	〃	山形
相馬竹三郎	憲兵軍曹	三重
菅野金吾	〃	岡山
高柳義信	〃	香川
高吉栄蔵	〃	三重
田中藤重	憲兵准尉	鳥取
田沢勇	〃	三重
津川績	〃	山口
津稚孝彦	海軍大尉	熊本
豊田秋市	〃	福岡
友野春三	〃	静岡
田島一郎	憲兵准尉	三重
田上澄雄	〃	新潟
多田政市	〃	新潟
高橋福治	陸軍中尉	東京
高山正夫	憲兵准尉	秋田
田島信雄	憲兵曹長	熊本
高柳義信	〃	香川
高吉栄蔵	〃	東京
田中藤重	憲兵准尉	熊本
田沢勇	〃	茨城
原田国市	〃	鹿児島
原田喜作	〃	新潟
原田宇一郎	〃	新潟
原田武	憲兵准尉	三重
原田鶴吉	〃	静岡
針谷逸郎	〃	三重
長谷川務	〃	山口
橋本熊五郎	〃	熊本
橋本定寿	陸軍少将	香川
橋本象造	海軍少将	新潟
橋爪亮雄	憲兵大尉	長崎
橋爪光治	憲兵中尉	岐阜
初鹿武	〃	岐阜
初沢武雄	憲兵准尉	新潟
早淵恒治	〃	静岡
林朝夫	憲兵軍曹	石川
林清	〃	長崎
林彌衛	憲兵准尉	新潟
林桑邇	〃	愛知
林金城	陸軍少尉	三重
林田樋口季一郎	陸軍（医）大尉	鳥取
山下時満	憲兵軍曹	山形
山内覚	〃	熊本
矢村三郎	〃	新潟
横山春芳	憲兵曹長	東京
由利敬	〃	福島
阿部賀一	憲兵大尉	石川
安倍源基	陸軍中尉	佐賀
安部孝一	内務大臣等	茨城
安部豊任	陸軍中将	広島
秋生	憲兵少佐	宮崎
槻木重郎	〃	長崎
足立秋郎	陸軍少将	宮城
相原五郎	憲兵中尉、支部長	香川
会沢幹雄	憲兵中尉	新潟
赤木敏郎	海軍中佐、特務部	福島
赤穂稔	憲兵大尉	鹿児島
秋永力	陸軍中将	福岡
秋山豊次	〃	東京
天野勇	陸軍中佐、特務機関	熊本
天野正一	陸軍少将	新潟
天羽馬八	陸軍大佐	熊本
安藤久男	憲兵大尉	東京
安藤次郎	憲兵大佐	福岡
安藤修一	憲兵大尉	鹿児島
安藤忠雄	陸軍少将	福島
青木益夫	憲兵少佐	新潟
荒井貞徳	憲兵大尉	新潟
荒蒔義次	陸軍中佐	千葉
有賀甚五郎	憲兵大尉	山形
有吉進	〃	東京
浅海喜久雄	陸軍少将、特務機関	熊本
浅見敏彦	陸軍少将	愛知
芦塚長蔵	〃、武徳会副支部長	石川
鮎川義介	満州重工業開発総裁等	福岡
馬場喜八	陸軍少将	東京
千葉兼吉	憲兵大尉	宮城
知久八万	陸軍少将	福島
中頭進	憲兵中佐	千葉
出口与市	憲兵中尉	山口
土橋勇逸	陸軍中将	京都
道下義行	陸軍少将	大阪
土井定七	〃	東京
土井芳雄	憲兵少佐	三重
江口四郎	陸軍少将、武徳会副支部長	兵庫
藤井福一（旧姓松本）	憲兵大尉	佐賀
藤井貞利	〃	広島
藤井佐吉	憲兵大佐	東京
藤本治毅	〃	千葉
藤村謙	陸軍中将	茨城
藤田茂	〃	青森
藤塚止戈夫	憲兵中佐	茨城
藤原一次	陸軍中将、役員	北海道
藤原喜代間	海軍少将、特務部	長崎
福富伴蔵	憲兵中尉	新潟
福武和郎	〃	東京
福島政雄	陸軍少佐	山口
福島英雄	憲兵大尉	岡山
福永転	陸軍少佐	千葉
福田倖	憲兵少佐	愛知
深町正太	憲兵中尉	広島
藤山朝章	陸軍少将	福岡
藤原喜代間	〃	千葉
藤原一次	憲兵中尉	東京
藤塚止戈夫	陸軍少将	愛知
藤田正	憲兵准尉	三重
藤村謙	陸軍中将	岡山
藤本治毅	憲兵大佐	東京
藤井佐吉	〃	千葉
東京	〃	宮城
千葉	〃	奈良
茨城	陸軍中佐	宮崎
青森	憲兵中佐	長崎
茨城	陸軍中将、桜会役員	熊本
北海道	〃	三重
新潟	憲兵中尉	三重
長崎	海軍少将、特務部	都
千葉	〃	京都
福岡	陸軍少将	三重
広島	憲兵中尉	三重
愛知	憲兵少佐	三重
石川	陸軍少将	三重
福岡	〃	三重
東京	憲兵少佐	三重
山口	〃	三重
鹿児島	憲兵大尉	三重
長崎	陸軍少将	三重
新潟	憲兵中尉	三重
東京	憲兵大尉	三重
山梨	憲兵少佐	三重
長崎	陸軍少将	三重
福島	憲兵大尉	三重
山形	憲兵中尉	三重
長崎	憲兵大尉	三重
新潟	憲兵中尉	三重
東京	憲兵大尉	三重
福岡	陸軍少将	三重
群馬	〃	三重
山口	憲兵准尉	三重
福岡	〃	三重
青森	憲兵大尉	三重
東京	〃	三重
栃木	陸軍少将	三重
長野	憲兵中尉	三重
岡山	陸軍少将	三重
広島	憲兵大尉	三重
福岡	〃	三重
宮城	陸軍少将	三重
栃木	〃	三重
徳島	憲兵大尉	三重
愛媛	〃	三重
鹿児島	陸軍中尉	三重
東京	憲兵中尉	三重
長野	陸軍少将	三重
広島	憲兵大尉	三重
熊本	〃	三重
茨城	海軍少尉	三重
佐賀	陸軍少将	三重
東京	憲兵軍曹	三重
石川	〃	三重
愛知	〃	三重
佐賀	憲兵准尉	三重
群馬	〃	三重
東京	憲兵軍曹	三重
三重	〃	三重
岡山	〃	三重
兵庫	憲兵准尉	三重
三重	〃	三重
三重	〃	三重
京都	〃	三重
京都	憲兵准尉	三重
三重	〃	三重
三重	〃	三重
三重	〃

昭27.4.8.

号外

宮崎宮脇内尾野本木川　宮門　宮ヶ浦岡本太郎　光三ヶ浦三郎　三島島義　三目黒崎浦岡　松尾　松尾滝泉村千代吉　松村千代吉　松井久五郎　松田原永
吉崎崎定次郎　金丸清一郎　徳次郎　正雄　原清鶴馬記治　鶴橋・十一郎　一郎忠郎　一郎忠郎　恒一郎　三茂郎　春光平知秀　勝強　歴　博重次司　喜弦　武雄郎助夫幸良　武雄郎助夫幸良　武雄郎助夫幸良　武雄七郎

憲兵少尉　〃　陸軍憲兵少尉　〃　陸軍憲兵少尉　〃　憲兵少尉　〃　憲兵少尉　〃　

右記物件は、昭和二十七年四月一日附官報第十号外に掲載した公告により、所有者不明となつた。

○押収物還付公告

福島高等検察庁

九州地方検察庁

○一、昭和二十七年四月一日附官報第十号外に掲載した公告により、所有者不明となつた。

○一、昭和二十七年四月一日附官報第十号外に掲載した公告により、所有者不明となつた。

吉田吉郎　横山山山山山田　上杉山辺田田　内巡巡和和和植豊田　谷田田　高田飴鈴領菅下重佐藤
岡田西崎岸規一　彩山辺田野松福　豊田塚内留　館山中村田内下瀬貞上法藤
吉吉横横　長谷　秀雄　佐藤　長谷　俊男　弘　宮　竹高高田　竹竹竹

号外

昭27.4.8.

中古ミシン　一台
中古ワイシャツ　一本
中古ズボン　一本
中古ハンカチ　一本
中古ハンカチ　一本
中古ハンカチ